

平生町告示第44号

平成23年第9回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成23年11月24日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成23年12月13日
- 2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

松本 武士君

久保 俊一君

河藤 泰明君

細田留美子さん

平岡 正一君

福田 洋明君

村中 仁司君

中川 裕之君

淵上 正博君

河内山宏充君

岩本ひろ子さん

応招しなかった議員

柳井 靖雄君

平成23年 第9回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成23年12月13日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成23年12月13日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 平生町選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 議案第1号 平成23年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第2号 平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第3号 平成23年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第4号 平成23年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第5号 平成23年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第6号 平成23年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第7号 平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第13 議案第8号 平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第14 議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第11号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第17 議案第12号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第18 議案第13号 工事請負契約の締結について(変更)  
平成23年度佐賀(浜田)漁港海岸保全施設整備工事(第2工区)
- 日程第19 議案第14号 町営土地改良事業について
- 日程第20 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第21 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(8日間)
- 日程第4 平生町選挙管理委員及び同補充員の選挙

- 日程第6 議案第1号 平成23年度平生町一般会計補正予算  
日程第7 議案第2号 平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算  
日程第8 議案第3号 平成23年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算  
日程第9 議案第4号 平成23年度平生町下水道事業特別会計補正予算  
日程第10 議案第5号 平成23年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算  
日程第11 議案第6号 平成23年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算  
日程第12 議案第7号 平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算  
日程第13 議案第8号 平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
日程第14 議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第15 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
日程第16 議案第11号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について  
日程第17 議案第12号 山口県市町総合事務組合の財産処分について  
日程第18 議案第13号 工事請負契約の締結について（変更）  
平成23年度佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事（第2工区）  
日程第19 議案第14号 町営土地改良事業について  
日程第21 委員会付託

出席議員（11名）

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1番 松本 武士君  | 2番 村中 仁司君   |
| 3番 久保 俊一君  | 5番 中川 裕之君   |
| 6番 河藤 泰明君  | 7番 淵上 正博君   |
| 8番 細田留美子さん | 10番 河内山宏充君  |
| 11番 平岡 正一君 | 12番 岩本ひろ子さん |
| 13番 福田 洋明君 |             |

欠席議員（1名）

- 9番 柳井 靖雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

- 局長 羽山 敦紀君                      書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山田 健一君	副町長 .....	佐竹 秀道君
教育長 .....	高木 哲夫君	会計管理者 .....	藤田 衛君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 .....			吉賀 康宏君
総合政策課長 .....	角田 光弘君	町民課長 .....	中本 羊次君
税務課長兼徴収対策室長 .....			洲山 和久君
健康福祉課長 .....			弘中 賢治君
経済課長兼農業委員会事務局長 .....			岩見 求嗣君
建設課長 .....	安村 和之君	佐賀出張所長 .....	山本 俊明君
教育次長兼学校教育課長 .....			福本 達弥君
社会教育課長 .....			小島 康司君

午前9時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第9回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において中川裕之議員、河藤泰明議員を指名いたします。

・

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの8日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決しました。

・

日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成23年12月実施の例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第121条の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告はお手元に配布のとおりであります。

これをもって、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4．平生町選挙管理委員及び同補充員の選挙

議長（福田 洋明君） 日程第4、これより平生町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

まず、委員を指名いたします。藏田義通氏、武内尊徳氏、菊本哲夫氏、山本幸弘氏。次に補充員を指名いたします。森口正氏、河野孝之氏、松葉美智子氏、増本俊枝氏。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました委員及び補充員を当選人と定めることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が委員及び補充員に当選されました。

お諮りいたします。この際、補充員につきましては補充の順位をくじによって定めておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、補充員の順位はくじによって定めまします。くじは岩本ひろ子議員にお願いいたしたく、くじの際の立会人は本日の署名議員であります

中川裕之議員、河藤泰明議員にお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。それではお三人の方、前の演壇までお願いいたします。

ただいまからくじを引いていただきます。くじを引く順位は先ほど御指名申し上げた順位に引いていただきたいと思います。

まず、森口正氏。次に、河野孝之氏。次に、松葉美智子氏。次に、増本俊枝氏。以上でございます。席にお戻りください。

くじの結果を発表いたします。1番、増本俊枝氏、2番、松葉美智子氏、3番、河野孝之氏、4番、森口正氏。以上の順位でございます。

補充員の順位はただいまの発表のとおり決定いたしました。

日程第5．行政報告

日程第6．議案第1号

日程第7．議案第2号

日程第8．議案第3号

日程第9．議案第4号

日程第10．議案第5号

日程第11．議案第6号

日程第12．議案第7号

日程第13．議案第8号

日程第14．議案第9号

日程第15．議案第10号

日程第16．議案第11号

日程第17．議案第12号

日程第18．議案第13号

日程第19．議案第14号

議長（福田 洋明君） 日程第5、行政報告及び日程第6、議案第1号平成23年度平生町一般会計補正予算から日程第19、議案第14号町営土地改良事業についてまでの件を一括議題といたします。

町長から行政報告及び提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

師走に入りましてようやく平年の寒さとなり、暖かい秋になれていた体も、肌を刺すような冷たさがいささか身にこたえるきょうこの頃でございます。早いものでことしもあとわずかとなりましたが、皆さんの脳裏には、それぞれ悲喜こもごも、この一年の出来事に思いをめぐらせておられることと思います。

今年一番の出来事は、何といても、日本社会を震撼させたあの東日本大震災で、あれから早くも9カ月が経過をいたしました。壊滅的な被害を受けられた被災地の状況を思うにつけ本当に心が痛みます。雪の便りが聞こえ始めた被災地の皆さんにおかれては、これから厳しく長い冬を迎えることとなります。一刻も早い復興を願うとともに、我々国民一人一人が引き続き、それぞれの立場で温かい支援をしていくことが必要だと考えております。

また、今回の大震災で、災害対策についてさまざまな課題が浮き彫りになっておりますが、本町においても安全・安心に暮らせるまちづくりを住民の皆さんや関係機関と連携して進めていかなければならないと改めて考えているところであります。

そうしたさなか、定められました平成23年第9回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては御多忙中にもかかわらず多数の御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、ただいまは、選挙管理委員さん、同補充員さんの選挙が行われまして、向こう4年間の選挙を管理する体制が整ったわけであります。来年は県知事選挙を控えておりますが、本町におきまして選挙管理委員さんを初め関係機関の皆様方の御努力で、これまで選挙事務が適正に執行されてきたところであります。感謝を申し上げますとともに、今後ともよろしく願いを申し上げたいと思います。

それでは、初めに、9月定例会以降の出来事について触れてみたいと思います。

まず、国政についてであります。我が国は御承知のとおり、かつてない国難ともいえる試練に直面をいたしております。東日本大震災の復興や原発事故の収束を初め、財政再建と経済回復、将来のエネルギー政策、社会保障と税の一体改革、世界的な財政赤字や急激な円高による日本産業の空洞化への懸念、環太平洋経済連携協定（TPP）の参加検討など、たくさんの政策課題を抱えております。10月28日の衆参両院本会議で野田首相は、就任後2度目の所信表明演説を行っております。最優先の課題として「被災地の復興」、「原発事故の収束」、「日本経済の立て直し」の3つを掲げ、野党に協力を呼びかけたところであります。

こうした状況の中、このたびの臨時国会で提出されていた東日本大震災からの本格的な復興策を柱とする約1兆2千億円の第3次補正予算が11月21日に成立したところであり、復興政策の司令塔となる復興庁の設置法案も、この国会会期末で成立をし、震災発生から9カ月を経てようやく整備されることが決まったところであります。

また、野田首相は、日本経済の立て直しについては、歴史的な円高への対応策や環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）への結論を出すとのことでありましたが、特にＴＰＰについては、「交渉参加に向けて関係国との協議に入る」と述べ、参加国との事前協議から始まる交渉プロセスに参加する方針を表明したところであります。

しかし、このＴＰＰについて、国民が議論できるだけの丁寧な説明がいまだ政府からないわけであります。先々週、私も出席をいたしました全国町村長大会で、町村を取り巻く環境は極めて厳しく、ＴＰＰに関する議論の帰趨によっては、地域経済・社会を崩壊させることが懸念されることからＴＰＰへは参加しないように求める決議を採択をしたところであります。

今触れました全国町村長大会についてであります。去る１１月３０日に東京で全国９３３自治体町村長が一堂に会して開催をされました。大会では、このたびの大震災で大打撃を受けた宮城県南三陸町の佐藤町長や原発事故で全村避難を余儀なくされた福島県飯舘村の菅野村長が現在の苦境について特別報告をされ、国の対策の遅れや苦言を呈されたところであります。この報告には、会場からこの日一番の拍手が沸きました。被災地の首長の生の声を聞き、改めて国に対し、対策の迅速かつ着実な実施を切望する特別決議を行ったところであります。あわせて、地方自治体の財源対策についても強く要請を行ってまいりました。今後も引き続き、地方の声を議会の皆様と連携をして、国に対して強力に要請をしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、本町の施策にかかわります国の予算編成の動向や地方財政対策について触れておきたいと思えます。今年８月に閣議決定されました「中期財政フレーム」では複数年度を視野に入れた毎年度の予算編成を行うとし、平成２４年度の国債費などを除いた基礎的財政収支対象経費を平成２３年度と同様に７１兆円に抑える考えであることが示されたところであります。

しかしながら、各省庁の一般会計の予算要求額は９８兆円以上に上り、３年連続で過去最大の要求額となっております。

また、地方財政は、景気の低迷や株価の下落、また高齢者の人口増加による生産年齢人口の減少などの影響により地方財政収入や地方交付税の原資となる国税収入が鈍化するなど、極めて厳しい状況となっております。

また、一括交付金については、１０月の地域主権戦略会議において、平成２４年度においては都道府県から政令指定都市に拡充する方針が示されました。これについても当初目標の市町村を含めた１兆円の増額には至っておりません。こうした国の状況を踏まえ、本町では、去る１１月１５日の課長会議におきまして、平成２４年度予算編成方針を示し、あわせて財政状況の説明を行ったところであります。

平成２４年度は「第四次平生町総合計画」の計画２年目の年に当たることから、同計画の実施



計画書の着実な実践による「まちづくり」の推進のための予算編成とすること。そして将来にわたって持続可能な財政構造を構築し、重点施策の着実な実施を担保とするために、第五次行政改革大綱の実施計画の取り組みの実践による財源確保を初め、より一層の経費削減に努め、町民のニーズを的確に反映した予算編成とすることを指示したところであります。

なお、本町の具体的な予算編成に当たりましては、今後の国の動向を注視し、情報収集を行い、対応に遺漏なきよう努めてまいりたいと考えております。

それでは、これからは、9月定例会以降の「行政報告」をさせていただきます。

まず、平生町まちづくり条例についてであります。本条例策定の取り組みは、第四次平生町総合計画の基本政策に掲げております「協働のまちづくり」を推進するため、住民・住民団体・自治会・企業・行政が一定のルールとそれぞれの役割をもって地域運営を考え、まちづくりを実現するためのものです。現在、条例の策定体制につきましては、「まちづくり協議会」と「まちづくり条例検討部会」、また庁内推進体制として「まちづくり条例検討委員会」と「まちづくり推進研究グループ」それぞれ立ち上げて、取り組みをスタートいたしましたところであります。

この協働のまちづくりは、住み良さが実感できるまちづくりのシステムづくりにつながるもので、今後の行政運営の大きなテーマでもあります。来年の12月議会には条例案を上程させていただいて、平成25年度からこの条例に沿ったまちづくりの実践に入っていきたいと考えております。本町は、これまでも町民の御理解と御協力を得て、地域への積極的な支援もを行い、協働関係の構築に取り組んできたところでありますが、この条例策定により、協働のまちづくりの気運が高まるように、策定のプロセスを大切に、地域の実情や特性を活かした平生ならではの協働のまちづくりのシステムを構築していきたいと考えております。議会におかれましても、御指導、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、佐賀地区自主防災組織合同防災訓練についてであります。去る10月29日に佐賀地区で開催をいたしました自主防災組織合同防災訓練につきましては、佐賀地区自主防災組織や関係機関約700人の参加により訓練を行いました。今回の訓練では、今年の東日本大震災を踏まえ、「南海を震源とする地震が発生。本町においては震度6弱。大津波警報が山口県東部に発令された。」という想定で実施をいたしました。佐賀地区全域での訓練では、各自治会単位での避難訓練を初め、災害時要援護者支援訓練、平生町消防団の7・8・9分団による避難誘導訓練、消防団員が講師を務めたミニ防災講習会、災害サポーターによるパトロール訓練等を行いました。

また、主会場の佐賀小学校では、その他の訓練として、消防団と自主防災組織の消火訓練、消火器を使った初期消火訓練、土のう積み訓練、救急救命訓練、炊き出し訓練を行いました。このたびの訓練の特徴として、佐賀地区自治会連合会の主催により、何度も訓練内容の協議が行われた住民主導型の訓練となったと考えております。改めて佐賀地区自治会連合会のお取り組みに対

し、感謝を申し上げたいと思います。

また、佐賀地区は海岸に面した地域でありますので、津波からの避難訓練を実施をいたしました。また、実のある訓練になったと考えております。また、この訓練で佐賀地区住民と行政の連携や防災関係機関の連携強化につながったと考えておりますが、この訓練を契機に、今後町内各地区での防災訓練を実施し、さらなる地域防災力の向上を目指していきたいと考えております。

次に、岩国基地民間空港再開についてであります。現在、平成24年度内の開港に向け、国並びに岩国空港ビル株式会社において、施設の整備が進められております。過日、10月12日、空港の旅客、貨物ターミナルビルの建築工事の入札が行われ、施工業者が決定をし、先月25日に起工式が行われたところであります。平成25年1月の完成を目指し、今後ターミナルビル建設のつち音が響いてくるものと思われま。

また、空港へのアクセスの改善に向け、国道188号線の改良、JRシティ電車の岩国以西への延伸や、空港へのアクセスバスの新設など、国並びに事業者への要望を広域で取り組んでまいりたいと考えております。空港の再開が県東部地域の活性化につながるよう期待しているところであります。

次に、自治体財政健全化についてであります。県は、県及び県内19市町の健全化判断比率を公表したところであります。これは、自治体の財政破綻を未然に防止し、悪化した団体に対し、早期に健全化を促すため、平成19年に「地方公共団体財政健全化法」が制定、施行され、健全化判断比率の4指標及び公営企業会計の資金不足比率の算定、監査委員の審査及び議会への報告と公表が義務づけられたところによるものであります。平生町の会計におきましては、すべての指標において国が定める基準数値以下となっておりますが、数値の高い項目もあることから、引き続き財政の健全化に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っております。

次に、平生・宇佐木両保育園の統合・新設民営化にかかわる運営法人募集の取り組みについてであります。10月31日から11月21日までを申込期間として公募したところ、町内の社会福祉法人から申し込みがあり、その後、民間の委員さんにも参画をいただいた法人保育園選考委員会、庁内検討会を開催し、保育園の運営実績があります「社会福祉法人うちみ会」を運営法人として決定いたしました。今後、保育園の設置場所の選定や施設の整備計画など、平成26年4月の開園に向け協議を進めていきたいと考えております。

次に、有害鳥獣の捕獲対策の取り組み状況についてであります。11月1日から猟期に入り、今年度「わな猟免許取得者」によるイノシシ捕獲が開始されることになりました。現在、町の備品でありますイノシシ用の捕獲おり8台の貸出を行い、町内7カ所に設置をし、捕獲に取り組んでいるところであります。9月15日から11月17日までにかけてのイノシシの捕獲実績ですが、5頭捕獲し、内3頭は町内猟友会捕獲隊が、また2頭は新たにこのたび免許取得者になられ

た方によるものであり、徐々にではありますが、わなの貸出の効果も見られ、今後についても期待をいたしているところであります。

これに伴う今後の取り組みであります。御承知のとおり農業被害並びに駆除要請も急増しております。先般、山口県知事に対しまして、有害鳥獣駆除対策として、現在、県が実施しております狩猟免許取得の経費助成制度の継続と駆除対策として免許を取得された方への狩猟税の免除等について要望したところであります。町といたしましては、免許取得者の更新登録費用も大きいことから、せっかく取得された方が翌年度の登録更新を取りやめることがないように、助成制度の拡充を図っていきたく考えております。

次に、水道事業の高料金対策についてであります。柳井地域広域水道事業における高料金対策に伴う山口県の支援制度について、状況を報告させていただきます。柳井地域広域水道企業団発足以来、山口県から広域水道事業に対し各般にわたり支援を受け運営してきたところであります。

特に、平成14年度から用水供給事業及び末端給水事業に対して、財政支援を10年間いただいたにもかかわらず、いまだに当地域の水道料金は、県内で最も高い水準で推移をいたしております。こうした中、県においては当初の予定どおり、用水供給事業に対する財政支援については、本年度をもって終了するとの通知がなされました。

しかし、水道料金の安定を図るには、山口県の財政支援は不可欠なものであることから、支援制度の継続について、早い段階から各構成団体の首長連携のもと、知事や県議会議長への要望活動を展開してきたところであります。最終的には、知事の政治判断にゆだねることになると思っておりますが、各構成団体が連携し、粘り強く取り組んでまいりますので、議会におかれましても制度の継続について、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、住宅リフォーム資金助成事業についてであります。本年度から3カ年の予定で導入をいたしました、住宅リフォーム資金助成事業について、4月から6月にかけての1次募集及び先月には2次募集を行いまして、合わせて43件の申請がありました。助成額はトータルで、271万3,000円で、住宅リフォームへの総投資額は3,505万3,514円となっております。この助成制度の目的でもあります地域経済の活性化には、いささかなりとも寄与したのではないかと考えております。次年度以降については、本年度の状況を踏まえ、住民のニーズを的確に把握するとともに、要望に対応できるように検討して参りたいと考えております。

次に、「おいでませ！山口国体」についてであります。10月1日から11日にかけて、第66回国民体育大会「おいでませ！山口国体」が開催され、山口県は悲願であった男女総合優勝、天皇杯の獲得で幕を閉じました。本町におきましては、デモンストレーションスポーツ行事として、電動車椅子サッカー競技を体育館で開催し、選手と小学生、中学生、高校生、一般の約120名の選手が競技の中で交流と親睦を図り、全国障害者スポーツ大会「おいでませ！山口大

会」開催前に、町民挙げてスポーツの意義とその喜びを感じたところであります。これを契機に、本町のさらなるスポーツ振興に取り組んでまいりたいと考えています。

また、この国体での成果を一過性のものとして終わらせないために、またスポーツのすそ野を広げる意味でも大きな意義のあるスポーツ行事として、県下で最初となります、日本陸連主催の「キッズアスリートプロジェクト夢の陸上キャラバン隊」が、11月11日平生小学校にやってきました。これは、わが国のトップアスリートが、子供たちに「走る」「跳ぶ」「投げる」のトップパフォーマンスを見せることで、陸上競技に関心を寄せ、競技人口をふやすとともに、何事も努力することの大切さを教えようとするものであります。県陸協の御高配も賜り、記念すべきこの国体開催の年に開催できたことを大変うれしく思っているところであります。やり投げの村上幸史選手を初め、十種競技の田中宏昌選手、200メートルの第1人者である高瀬慧選手、走り高跳びの衛藤昂選手の4人の動きに平生・佐賀両小学校の児童630有余名が大歓声を上げてこたえるなど、子供たちに夢と希望が広がったひとときとなったものと考えております。

次に、曾根公民館の改築についてであります。改築予定の現曾根公民館最後の第33回曾根公民館まつりが10月23日に開催され、当日は天候にも恵まれ、近年まれにみる大変な人出となりました。曾根地区は公民館まつり発祥の地でもあり、また、公民館活動の先進地域であるわけですが、当日は、愛着のある現公民館の長い歴史に幕をおろすに当たり、ステージ発表のプログラムには、これまでの活動の数々が映像で紹介されるなど、多くの地域の皆さんが過去を懐かしんでおられました。現在、曾根公民館で活動されていた団体は、隣の旧熊南地域休日診療所や町内各公民館などを利用して活動を続けておられます。また、公民館の事務所につきましても、旧休日診療所に11月14日から移転をし、業務を行っているところであります。建築についての現在の状況につきましては、去る7日、12月7日にプロポーザル2業者からプレゼンテーションを受け、9日にリース業者選定委員会において慎重に審査した結果、NTTファイナンス株式会社中四国支店に優先交渉権を付与いたしました。今後、地域を対象とした説明会を開催していきたいと考えております。以上で、「行政報告」を終わります。

それでは、これから、各議案につきまして順を追って御説明を申し上げます。

議案第1号平成23年度平生町一般会計補正予算であります。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2,006万9,000円の追加でありまして、予算総額は49億4,808万5,000円となるものであります。

初めに、今回の12月補正予算の中で、給料、職員手当、共済費及び退職手当業務負担金などの人件費につきましては、人事院勧告による給与改定と本年4月以降の人事異動、共済組合負担金の率の改定に伴うものでありまして、それぞれの費目や各特別会計において計上いたしておりますので、その都度の説明は省略をさせていただきたいと思っております。

それでは、歳出の主なものを、費目順に御説明申し上げます。

歳出につきましては13ページからであります。一般管理費の委託料では、地域主権改革に係る例規制定改廃業務を計上いたしております。これは、平成23年5月2日に第1次そして、平成23年8月26日に第2次となります、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公表され、基礎自治体への権限移譲や義務づけ・枠づけの見直しと条例制定権の拡大が施行されることになり、例規整備に必要な調査及び提案などの例規整備に必要な情報提供案を依頼するものであります。

13ページから14ページにかけての財務財産管理費では、将来の財政需要に備えるため、237万円を財政基金に積み立てるものであります。交通安全対策費では、外灯の電球交換やカーブミラーの修繕料として59万9,000円を計上いたしております。

16ページから17ページにかけての農業委員会委員選挙費と海区漁業調整委員補欠選挙費では、実績に基づく精算であります。

17ページから18ページにかけての社会福祉総務費では、国民健康保険事業勘定特別会計の補正に伴いまして、繰出金の追加をいたすものであります。老人福祉総務費では、需用費として新市老人憩いの家の修繕料を計上いたし、繰出金については、介護保険事業勘定特別会計の補正に伴いまして、減額をするものであります。福祉医療対策費では、後期高齢者医療事業特別会計の補正に伴いまして、繰出金を減額をするものであります。

19ページにかけての障害者福祉費では、新たな障害者福祉制度の検討が進められており、制度の谷間を生じさせない制度とするため基礎資料とするために在宅の障害児や障害者の生活実態やニーズを把握するための調査として、調査員の報酬や時間外手当、消耗品費を計上いたしております。全額県補助金で実施をするものであります。

19ページから20ページにかけての保育所運営費では、産休保育士の代替として学級担任保育士の報酬を計上いたし、需用費では、公立保育園の園児数の増加により、消耗品費と賄材料費を増額補正いたすものであります。

22ページの農業振興費では、1年間に2回、農業経営改善計画認定委員会を開催する必要が生じたので、1回分を追加計上いたすものであります。負担金補助及び交付金では、企業と協働した地域農業活性化事業の負担金を計上いたしております。これは、山口県で需要の高いタマネギの生産を推進するため、機械化を図りながら、労力不足を補い、企業の参入による作業受託の構築を行うものです。県と市町及び農業協同組合がそれぞれ経費の3分の1を負担し、農業機械を導入し、農業法人へ貸し出すものであります。

環境保全型農業直接支援対策事業においては、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対し、追加的コストを支援するため、エコファーマーの認定農

業者で、有機農業を実践している農業者に対し、10アール当たり8,000円を支援するものであります。2分の1は国から直接交付され、町は県の補助金を合わせた経費を交付するものであります。今年度は26アールの作付面積に対し、1万1,000円を計上いたしております。

22ページから23ページにかけての土地改良事業費では、工事請負費として高須水路整備工事費用80万円を計上いたし、負担金、補助及び交付金につきましては、県事業の農免農道整備事業の事業費の減額により負担金を減額するものであります。中山間地域振興事業費では、協定面積の増加により、交付金を増額いたすものであります。

24ページの漁港建設事業費では、漁業集落環境整備事業特別会計の補正に伴いまして繰出金を増額するものであります。

25ページの道路橋梁維持費では、修繕料として、町道尾国阿月線の法面補修費用を計上いたし、委託料では緊急雇用創出事業を活用し、町道般若寺線の伐木及び撤去事業の経費を計上いたしております。

27ページの下水道整備費では、下水道事業特別会計の補正に伴い繰出金を増額するものであります。非常備消防費では、東日本大震災により、多くの消防団員が死亡又は行方不明になっていることから、公務災害補償に多額な経費が必要となり、消防団員等公務災害補償等共済基金において活用可能な資金を除いた不足額について、追加負担するものであります。

30ページの図書館費では、眞工金属株式会社からの寄附金によりまして図書を購入するための経費を計上いたしております。

31ページの保健体育施設費では、堀川公園のテニスコートの水銀灯の交換に要する経費を修繕料として計上いたしております。上水道企業費では、水道料金低減対策事業補助金につきましては、平成23年度の県補助金の確定見込みによりまして増額するものであります。渡船事業費におきましては、県の離島航路事業費補助金の確定に伴い、共同運航事業の負担金を増額するものであります。簡易水道事業費では、簡易水道事業特別会計の補正及び県補助金の水道事業高料金対策事業費の確定見込みにより繰出金を増額いたすものであります。

続きまして、歳入につきまして、御説明申し上げます。

前に戻りまして、8ページからでございます。8ページの個人町民税につきましては、給与所得が前年並みに確保されたことなどにより、増額をいたすものであります。地方特例交付金につきましては、10月以降、子ども手当の支給額が確定したことにより、地方負担の増加分について追加交付されるものであります。国庫支出金や県支出金につきましては、歳出で御説明をいたしました各事業の特定財源であります。それぞれ確定や見込みによりまして、増額あるいは減額をいたすものであります。

11ページの町債につきましては、農免農道整備事業の負担金の減額に伴いまして、起債発行額を減額するものであります。水産業債と河川債につきましては、今後の財政健全化を見据え、起債額を皆減し、一般財源に振りかえるものであります。

以上、最初に申し上げましたとおり、今回の補正額は歳入歳出それぞれ2,006万9,000円を追加いたしまして、予算総額は49億4,808万5,000円となるものであります。

なお、32ページから37ページに給与費明細書、38ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

また、人件費を計上しております特別会計におきましても、各特別会計末尾に給与費明細書を添付しておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第2号平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について御説明申し上げます。

歳出ですが、9ページからであります。9ページの保険給付費の療養諸費と10ページの高額療養費につきましては、実績見込みによりまして所要額を増額するものであります。

11ページの特定健康診査等事業費の負担金補助及び交付金は受給者の実績に基づきまして減額いたすものであります。

前に戻りまして、6ページから7ページにかけましての歳入でございますが、国庫負担金の療養給付費等負担金や国庫補助金と県補助金の財政調整交付金、並びに療養給付費交付金につきましては、保険給付費の増額に伴うものであります。一般会計繰入金は、職員給与費等の増額と、国と県の国保基盤安定負担金と県補助金の国保負担軽減対策費助成事業の確定により、増額あるいは減額をいたすものであります。

8ページの基金繰入金は、給付財源の不足額を充当するために繰り入れるものであります。このたびの繰り入れにより、基金の残高もほぼ底をつくことから、新年度に向けて保険税の見直しなど歳入の確保とあわせて、健診の受診率を向上させ、疾病の早期発見、早期治療など医療費の適正化に向けた取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

また、懸案事項であります国保の広域化につきましては、現在、国における議論が進捗していない状況であります。今後の議論の動向を注視していきたいと考えております。

以上、今回の補正額7,161万円を追加しまして、予算総額は、16億7,318万円となるものであります。

続きまして、議案第3号平成23年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。歳出につきましては、7ページであります。水道管漏水修理に要する経費を計上いたしております。歳入につきましては、6ページであります。一般会計からの繰入金を

増額いたすものであります。以上、今回の補正額 2 2 万 8 , 0 0 0 円を追加いたしまして、予算総額は、6 , 0 8 1 万 3 , 0 0 0 円となるものであります。

続きまして、議案第 4 号平成 2 3 年度平生町下水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。歳出につきましては、9 ページからであります。下水道管理費につきましては、下水道負担金の増額にあわせて受益者負担金納期前納付報奨金について所要額を増額いたしております。修繕料につきましては、下水道工事に伴う舗装補修やマンホールの補修費を計上いたしております。下水道整備費の委託料につきましては、実績見込みによりまして減額をいたすものであります。工事請負費につきましては、国庫補助金の内示額により補助事業分を 2 , 5 5 6 万 1 , 0 0 0 円減額し、単独事業分を 4 6 6 万 1 , 0 0 0 円増額をいたしておりますが、工事費全体では、2 , 0 9 0 万円の減額となるものであります。

歳入につきましては、7 ページであります。下水道事業費負担金につきましては、受益地の増加に伴い、4 9 0 万円を増額するものであります。下水道使用料につきましては、実績から推計し 7 6 0 万円を減額するものであります。国庫支出金につきましては、公共下水道事業補助金を内示額により減額いたすものであります。8 ページの一般会計繰入金は、単独工事費の増額などにより所要額を計上いたすものであります。下水道事業債につきましては、起債対象事業費の減額により 1 , 2 8 0 万円を減額するものであります。以上、今回の補正額は 2 , 3 3 6 万 5 , 0 0 0 円を減額いたしまして、予算総額は 6 億 5 , 7 7 0 万 3 , 0 0 0 円となるものであります。なお、1 3 ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第 5 号平成 2 3 年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。歳出につきましては、8 ページでございますが、4 月 1 日の人事異動などによる人件費の予算補正でございます。公債費につきましては、資本費平準化債の発行額の確定により、財源内訳を変更するものでございます。7 ページの歳入でございますが、一般会計からの繰入金を増額いたすものであります。町債につきましては、確定により資本費平準化債を 1 0 万円減額いたすものであります。以上、今回の補正額は、5 4 万 4 , 0 0 0 円を追加いたしまして、予算総額は 8 , 5 8 1 万 6 , 0 0 0 円となるものであります。

続きまして、議案第 6 号平成 2 3 年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。歳出につきましては、7 ページでございますが、人事異動に伴う人件費の予算補正であります。6 ページの歳入でございますが、人件費の減額に伴い構成町の田布施町と上関町からの負担金と介護保険事業勘定特別会計からの繰入金を減額いたすものであります。今回の補正額 1 7 7 万 7 , 0 0 0 円を減額いたしまして、予算総額は、2 , 3 5 3 万 2 , 0 0 0 円となるものであります。



続きまして、議案第7号平成23年度介護保険事業勘定特別会計補正予算について御説明申し上げます。歳出につきましては、7ページでございますが、熊南地域介護認定審査会特別会計への繰出金の減額であります。8ページの任意事業につきましては、成年後見制度の申立手数料につきましては、負担金補助及び交付金の成年後見制度利用支援事業費から組みかえるものでございます。6ページの歳入でございますが、歳出額の減額に伴いまして、一般会計繰入金を減額するものであります。以上、今回の補正額70万6,000円を減額いたしまして、予算総額は、11億3,798万4,000円となるものであります。

続きまして、議案第8号平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。歳出につきましては、7ページでございますが、人件費の予算補正であります。歳入につきましては、6ページですが、一般会計繰入金につきましては、人件費の減額に伴い事務費繰入金を減額するものであります。以上、今回の補正額2万3,000円を減額いたしまして、予算総額は、1億8,227万円となるものであります。以上をもちまして、予算8件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第9号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い改正いたすものであります。今回の改正は育児休業をすることができる職員の範囲を拡大するもので、これまで認められていなかった非常勤職員の育児休業等について規定するものであります。本町の場合、新たに該当する職員はありませんが、今後の多様な任用形態に備え改正するものであります。

続きまして、議案第10号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本年の人事院勧告につきましては、東日本大震災の影響によりまして例年より遅く、9月30日に行われたところでありますが、現在政府では今年の勧告を見送り、震災復興財源確保のための「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律」の成立を優先するとの判断を示しているところであります。政府が人事院勧告を見送るといふ異例の事態は、昭和57年以来のことではありますが、人事委員会を置かない本町にとりまして官民の給与比較をする人事院勧告制度は、地方公務員法の趣旨を踏まえた給与決定をする上でその羅針盤ともなるものでありまして、本年も人事院勧告を基本に給与改定を行うことが適当であると判断をいたしましたものであります。改正の具体的内容といたしましては、民間の給与水準を上回っている50歳代を中心として、40歳代以上を対象に1月以降の給料月額を引き下げるものであります。また、平成18年4月に行われた給与構造改革の経過措置額についても同程度の引き下げをいたすものであります。

続きまして、議案第11号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について及び議案第12号山口県市町総合事務組合の財産処分について一括して御説明申し上げます。

まず、議案第11号につきましては、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務のうち、平成24年3月31日をもって退職手当支給事務を処理する団体から周南東部環境施設組合が脱退し、平成24年4月1日から交通災害共済事務を処理する団体に周南市が加入することについて、関係市町において協議を行うものであります。

また、議案第12号につきましては、退職手当支給事務を処理する団体から周南東部環境施設組合が脱退することに伴い、それまでに納付した退職手当の負担金などの財産処分につきまして、同じく関係市町により協議を行うものでありまして、両議案とも地方自治法第290条の規定によりまして、一部事務組合を構成する市町議会の議決が必要となることから議決をお願いするものであります。

続きまして議案第13号平成23年度佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事（第2工区）の工事請負契約の変更につきまして御説明申し上げます。本工事請負契約の変更につきましては、平成23年11月28日の臨時会で御議決をいただき、翌11月29日に工事請負契約を締結いたしました平成23年度佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事（第2工区）に係る契約金額の変更をいたすものであります。変更の理由といたしましては、事業を促進をするために、本工事入札余剰金を充当し離岸堤の整備延長を変更するものであります。工事予定価格が5,000万円を超える工事の変更契約となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして議案第14号町営土地改良事業について御説明申し上げます。本議案の対象となる土地改良事業につきましては、危険ため池に指定されている岩松地区のため池を整備するものでありまして、老朽化した堤体の安全とかんがい用水の確保を図るとともに、危険ため池指定の解消を目指す事業であります。当該事業を平成24年度に町営土地改良事業として県の認可を受け、今年度に測量業務を行うなどその概要を定め、県知事に対して協議書を提出する必要がありますので、土地改良法第96条の2第2項の規定に基づきまして、議会の御議決をお願いするものであります。

以上をもちまして、本日提案を申し上げております議案の提案理由説明を終えさせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思いますので皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただき、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

.....  
議長（福田 洋明君） これをもって行政報告及び提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。午前10時10分から再開いたします。

午前9時54分休憩

午前10時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

日程第20．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第20、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。質問の通告順により順次発言を許します。村中仁司議員。

議員（2番 村中 仁司君） それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

イノシシ対策について、捕獲・防護・すみ分け対策はどのように取り組むのか伺います。近年イノシシ等の有害鳥獣による農産物の被害が拡大しており、農業収益の減少のみならず営農意欲の減退にもつながり、耕作放棄地も拡大しております。今年町内の山間部に接する収穫前の田んぼでイノシシに踏み荒らされたところがあり、相当ひどい状況のところもありました。ほかにも果実・野菜・イモ類など被害に遭っています。平生町もイノシシが急増し、移動範囲も拡大、被害も深刻化しています。今のうちに頭数をふやさないように、捕獲報奨金制度を取り入れイノシシの捕獲に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

次に、イノシシの侵入防止対策として、電気さく・トタン・ワイヤーメッシュ・ネットなどで防護されています。これらは個人各地区でやるより室津半島を取り囲む周辺自治体が連携し、全体で取り組む必要があるのではないのでしょうか。猿の生息域も室津半島に近づいております。

次に、農地の周辺にある竹林などはイノシシのすみかとなり、やぶにあるクズやススキの根、タケノコなどはイノシシのえさになります。そして、山間部に沿った遊休農地などはイノシシの隠れ場所になり、この遊休農地の草刈、竹などを伐採し、環境を変化させることによりイノシシの警戒心を高め、イノシシの出没できないエリアをつくる必要があります。以上、捕獲・防護・すみ分け対策について伺います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） イノシシ対策についてお答えをさせていただきます。今御指摘がありましたように、近年イノシシの被害による農作物の、イノシシによって被害が急増しておるのは御指摘のとおりでございます。我々は一番そのことによって営農意欲まで減退をするということ、一番心配をいたしておるわけございまして、何とかこの対策を進めていかなければいけない気持ちは議員とも同じだというふうに思っております。

今、捕獲と、それから防護とすみ分けという御指摘でございました。捕獲につきましては、今、

町は猟友会の平生支部に移動捕獲隊ということで、今、業務委託をさせていただいております。今ですね、この特に猟期以外の猟友会の捕獲隊による捕獲数もここ21年度くらいから大分ふえてきております。そういうことでお願いをしておりますが、あわせてわな猟の免許を取得していただくと。その免許取得にかかわる一部助成を町としては平成22年度から実施をしまいいりまして、平成23年度、今年度から県の助成も加わったということもありまして、今年は今、17名の方が免許の取得をされまして、捕獲登録をされております。この11月1日から猟期に入りまして、先ほど提案理由の中でも御説明させていただきましたように、今、おりをですね、貸し出して取り組んでいただいております。8台貸し出して、今、2頭捕獲がされておるということでございますが、こういったおりの追加購入なり、あるいはまたせっかく免許を取られた方々が次年度以降登録を見合わせるというようなことがないようにですね、来年度に向けてそこら辺の助成の検討を引き続きしていきたいというふうに考えているところでございます。

先ほどの報奨金制度の話もございました。今、町としては業務委託をしておるということで、猟友会平生分会、これはただ日ごろからですね、1頭につき何ぼというのも確かにありますが、日ごろからわなをかければその管理をして見回ったりというようなことで、結構労務を要するという部分がありまして、そこら辺も含めて、管理費も含めてですね、業務委託という形の中で今、やっていただいておりますが、今回御承知のように、たくさんの方々がわな猟の免許を取得されましたので、一つはこういった猟友会の平生分会とも協議を当然しなきゃなりませんし、もう一つは今の猟友会の捕獲隊員以外の今回この取り組んでおられる方々についての報奨金については、これから少し検討してみたいと。この地域、周辺市町の動向等もございませけれども、いろんなことを調査をしながら少し検討してみたいというふうに思っているところでございます。

それから、防護についてでございますが、今、防除さくをですね、電気さくが有効だということで大分今、実績も上がっておりますが、平成23年度でみますと、今、28件くらいですね、この防護さくの申し込み。平成22年度が27件ということで、それぞれ町も助成をさせていただいておりますが、引き続きこの取り組みはやっていきたいというふうに思っております。ということで、この助成制度についても引き続き対応していきたいというふうに思っております。

それから、すみ分けについても、確かに出沒できないような環境をつくるという意味でも耕作放棄地、あるいは遊休農地、こういったところの保全管理といいますが、そういうものを改めて周知徹底をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（2番 村中 仁司君） イノシシは短期で大幅な個体数の変動を行う種なので、二年で頭数がふえると思います。また、縄張りを持たないため、えさが豊富にある地域では複数のイ

ノシシが同じところに生息し、平生町は山が深くなく、人里に出没する可能性もあり、町内の道路も山のみを走っているところが多く、イノシシと衝突する交通事故も考えられます。朝夕散歩されている方も多く、イノシシに遭遇する可能性もあり、襲われることも十分考えられます。実際に山口県でもイノシシに襲われ大けがをされた方もおられます。平生町も広報紙、音声放送、地元説明等により周知し住民の安全を図る必要があると思います。

それでは次の質問に移ります。農業用水路について、町内の農業用排水路、用水路の老朽化が目立っています。近年では農地と住宅地の混住化が進み農業用水路は住宅地の雨水などの排水や防火用水などに、農業以外にも利用されており、また自然を美しく保持し地域の景観をよくする役割も担っています。この農業用水路は単に農作物の生産に利用されているだけでなく、地域の中でいろんな面でかかわっているのです。この用水路を維持管理していくには高齢化で担い手不足の農家の人たちだけの活動では難しく、これからは地域の住民、行政の協力が必要となります。用水路側面が劣化しているところもあり、施設が完全に老朽化する前に予防保全によつて的確に補修等はできないか伺います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 農業用水路の適正な維持管理についてということで御質問いただきました。いわゆる法定外公共物である農業用水路を含む里道・水路。赤線、青線と申しておりましたが、地方分権一括法の施行に伴って現在は町に移管をされております。水路すべてを町で維持管理するというのはなかなか難しい部分もありまして、現在では草刈等の通常の維持管理についてはそれぞれ水路を利用していただいとる方々の関係者をお願いをしておるのが現状でございます。ただ、いろいろ土砂が堆積をしたり、その撤去をしなきゃいけないとか、こういう場合は町において対応させていただいておりますが、維持管理面でいろいろコンクリート等の原材料支給をしたり、重機をリースした場合のリース料、借上料を助成するケースもございます。町がやれる責任をしっかりと果たしていきながらも、同時に利用者の方々との協力関係を大事にして、これからも適切に維持ができるように取り組んでいきたいというふうに考えております。町としては新設とかですね、改修等については今まで国、県の補助事業を活用しておりますけれども、補助の対象にならない水路を中心に地元からの要望に基づいて順次整備を行って今おります。年に大体五、六件程度、毎年ですね、整備を行っておるわけですが、しっかり突発的なやつは別にいたしましても、恒常的にこうした取り組みについては地元の方々との話し合いを重ねながらしっかりとこたえていけるように、これからも取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（2番 村中 仁司君） 農業生産は適当な条件のもと、土と水を利用することによって

可能となります。自然のもと天水農業生産には限界があり、農業生産を増大するために農業水利施設はつくられてまいりました。議員になって以来、平生、大野、曾根と用水路を見てまいりましたが、江戸時代からつくられてそのままのような水路、水の行き場を失った水路、その先が農道か、田んぼか、水路かわからないようなところ、水の行き場がなく雑草などが茂り遊休荒廃農地となっておりますが、管理、整備されていなくても、メダカ、フナなどかなりの数、用水路で生息しており、ピオトープ的に考えればこのままのほうがよいのか判断に苦しむ状況です。しかし、将来の食料自給率のアップ、農地の保全のことを考えれば、補修や全面更新等の対策が必要な時期となっております。限られた予算のもと農業施設の新たな維持管理方法が必要となると思えます。

それでは、次の質問に移ります。河田地区から大内川に流れる排水路について、排水施設は開発区域の規模、地形、降雨量及び予定建築物の要素から想定し、雨水を有効に排水できる構造とし、かつ放流先の排水能力がなければなりません。河田地区から大内川への排水路は排水能力があるように思えません。排水能力を上げるために排水路の新設・調整池をつくることはできませんか。

次に、放流先となる大内川は満潮時、ダム役目もします。堆積土砂が多くなりますと貯水能力が減少し、近年異常気象等によりゲリラ集中豪雨など満潮時と重なりますと氾濫の可能性もあります。堆積土砂の撤去を定期的にはできないか伺います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 排水路、河田地区から大内川に流れる排水路の現状を踏まえて新設または調整池の新設はできないか、こういうことでございます。この地域は6月の議会でも河藤議員からたしか御指摘があったと思いますが、浸水常襲地域っていいですか、そういう状況に残念ながら今日なっております。基本的には公共下水道の雨水排除計画、雨水処理計画で整備をしていかなきゃいけないというのが原則なんですが、現状を踏まえて当面何とかしなきゃいけないということで、先般も御指摘をいただきましたことを踏まえて、協議を今進めておりまして、なかなか新設というのは難しい、あるいは調整池をつくるには莫大な土地が必要になってきますから、やはりポンプで強制的に排除をする、新しいポンプを新設する方向で検討をさせて今いただいております。何とかあそこの排除ができるように努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、大内川の土砂の撤去について。これは今、それぞれ、大内川の向こうの上流は町ですが、宇佐木から向こうです。あれからこっち側の下は県の管理ということになりまして、県ともですね、毎年一緒に現地確認を行いながら、今悪いところをですね、やっていただいております。ただ、県のほうも予算の制約があるということの中でなかなか厳しい中、いろいろ町の要望にも

今こたえていただいておりますが、これは土砂の堆積とか雑草の繁茂とか引き続き県の責任においてやる場所はしっかり県に要望していきたいというふうに思っておりますし、毎年チェックをしておりますので地元の関係者とも十分協議をして、あるいはまた要望を踏まえて対応していきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（2番 村中 仁司君） あのですね、気象庁の観測統計によればですね、アメダス1,000地点当たりの時間雨量50ミリ以上の雨の回数は1976年から1986年に160回だったものが、1998年から2009年には233回となっていて、プラス45%となっております。同じく時間雨量が80ミリ以上の年間平均発生回数は1976年から10年間の1986年には9.8回であったものが、1998年から2009年には18回となっていて、プラス80%とさらに急激な増加を示しております。2011年の9月7日、日本気象協会は総雨量2,000ミリの時代を迎えてと題する見解を発表しました。平成23年台風12号は高知県東部に上陸しても時速10キロと進行速度は上がり、紀伊半島南部で記録的な時間雨量と累計雨量をもたらしました。これらを受け、同協会は台湾付近と日本海上の海面水温に2度近くの差があるが、100年後をですよ、シミュレーションした結果、日本南海上の海面水温は台湾付近並みに上昇した水温となり、台風の進行速度や海面水温を考慮すれば日本も台湾と同様に総雨量2,000ミリを超えるということがあるようになるそうです。このような対策が必要になるのでしっかりと考えておかなければなりません。よろしくお願いします。それでは終わります。

.....

議長（福田 洋明君） 次に、淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） では一般質問通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに原発事故の防災対策はということで2点お伺いをいたします。

1点目は防災指針の見直しについてでございます。原子力安全委員会のワーキンググループは東京電力福島第一原発事故を受けた防災指針の見直しで、この11月1日にこれまで原発8キロから10キロ圏に設定をしていた防災対策重点区域に変え、大事故の際、放射性物質の放出前に直ちに避難する5キロ圏の予防的防護措置準備区域と緊急時に避難や屋内退避ができるように、要準備する30キロ圏の緊急時防護措置準備区域を設ける方針で取りまとめております。来年度以降改定をされる指針に反映をされるものと思います。特に、今回の見直し案は事故は起こるものと想定をして準備をする必要がある。こう、明記をしているところです。また、今回の予防指針の見直し案では半径50キロ圏を念頭に屋内退避の準備やヨウ素剤の準備などをする地域も設定をされております。当町は伊方原発から50キロ圏内にかかると思いますが、どのような対策をとっていくのかをまず初めにお伺いをいたします。

次に、放射線測定値の周知徹底についてお伺いをいたします。文部科学省は福島第一原発の事故を受けて、大気中の放射線量を測定する放射線監視装置モニタリングポストを全国で250台設置する方針を決めております。山口県は今年度内に4基増設をすることを決めました。当町の近くでは周防大島町に設置されることになっております。モニタリングポストは24時間365日設置場所の大気中の放射線量が1時間当たり何マイクロシーベルトかを測定をすることになっております。文部科学省はこのモニタリングポストの測定値をインターネットで流し、リアルタイムで閲覧できるようにしております。問題は町民全体の生活と安全を第一に考えると、どのようにしたらこの放射線測定値を町民全員が共有できるかどうかという問題です。インターネットから情報を得られる人は問題ありませんが、パソコンを持たない人とか、またインターネットを使わない人に対しての情報発信は当町としてはどのように考えておられるのかをお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 原発事故の防災対策に関連をして防災指針の見直しということで伊方原発との関係で50キロ圏域に平生町の一部が入るのではないかと、どのような対策をとるのかと。こういうことでございます。

御指摘がありましたように、今回の福島第一原子力発電所の事故を受けて国の原子力委員会が、作業部会ワーキンググループで今もお話がありましたように、従来の8キロから10キロというEPZというふうに言うておりましたが、この範囲を2つに、一つは30キロ圏域に拡大をします。ここは緊急防護措置区域（UPZ）というふうに呼ばれておりますが、30キロ圏域。それと、そのうち5キロ圏域については事故の場合は直ちに避難するというので、予防防護措置区域（PAZ）というふうに区域を、ゾーンを決めて新設が予定をされておるとい報告書がありました。加えて50キロの圏域、これは屋内退避などの一時的な措置やあるいは甲状腺被爆を避けるために安定ヨウ素剤を配備をするという地域が50キロ圏域と。こういうことで、この今、素案が示されているところです。今から素案が来年に向けて原子力委員会で検討され、決定をされていくということになるんだらうと思いますが、それを踏まえてそれぞれ県や関係市町村、この対応を新たにしていかなければいけないという状況になると思います。当然この案でいけば、まだ最終的な防災圏域をどう設定をして、それぞれの対策をどうしていくのかっていうのはまだ決まってはおりませんけれども、今の言われておる50キロ圏域であれば一部平生町はヨウ素剤を配備をしなきゃいけないということになってこようというふうに思います。あるいはまた屋内避難、こういう場合の検討もしなければならぬことになる可能性もあります。ただ、今、どれだけヨウ素剤を確保して、どういう方法で配ってというような、あるいはまた範囲をどうするということまで決まっているわけではありませんが、この辺は国の今からの検討の



状況を我々も注視をしていきたいというふうに思っておりますし、いろんな情報収集に取り組んでいきたいというふうに思っております。

この前ちょうど県議会でもこの問題が取り上げられて、今、県としても上関町がいわゆる30キロ圏域に、伊方の関係で言えば入るということで、今、愛媛県との事故発生時の対応について確認書を提携しようというようなことで、今、事務的な調整が図られているというふうに聞いております。いずれにしても、これからのこの動向がどうなっていくのか、この辺を踏まえて県ともしっかり連携をとって地域の防災計画をどう見直していくのかと。我々としてもいろんな情報収集をしながら検討をしていかなければいけないというふうに考えているところであります。

それから、モニタリングポストの件でございます。放射線監視装置、今、山口県には県の環境保健センターに1基あって、これにプラス4基と。御指摘のとおりで県内5基。そのうちこの地域の周辺では周防大島町ということになっておるようでございます。これ、確認を今、県のほうにもしておるんですが、警報等の発令目的ということではなしに、長期的に健康に与える影響を把握することを目的にこのモニタリングポストを設置をするんだと。したがって、防災システムとリンクをしていないので情報発信等々を含めて今、その計画は立てていないようでございます。ただ、こういう今新聞等を見てもどこそこ地域何ミリシーベルトとかですね、何マイクロシーベルトっていうあれが出ていますから、情報が。こういう特に異常な状況がこうずっと、数値的な問題についてはその辺は少しマスコミを含めて協力体制を敷いていただけるように、いざというときにはですね、県のほうにも要望していきたいというふうに思っておりますが、当面はそういうことで、この直接モニタリングポストを受けて町が今情報発信ということは当面、少し状況を見ながら判断をしていきたいというふうに思っております。当然その異常が出れば、それこそさっき確認を県同士がやろうと。それに基づいていろんな情報の伝達、情報の発信があるわけですから、それはそれとしてしっかり受けとめて、我々としても地域防災計画にありますように万全の体制で防災情報を伝達をしていくということは、これは町としてやっていかなきゃいけないことというふうに思っております。そういうことで、少し国、県の動向も見ながら判断をしていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 再質問をさせていただきます。これは皆さんも御存じと思いますが、福島第一原発の事故で大気中に放出された放射性物質が日本全土に降り注いでいたことが11月25日の文部科学省から発表をされております。これは福島原発から1,700キロ離れた沖縄県を含む45都道府県でセシウム134が観測をされております。これを考えますと、伊方原発から50キロ圏内に位置している当町では放射線測定値は町民全体が共有できるように早急に、私は対策を取るべきじゃないかと思っております。

それともう一点、周南市においてはですね、市が発信する災害避難情報を知らせるエリアメールという、これは携帯のメールですが、こういうふうなものも周南市は取り組んでおります。この辺については当町としてはどういうふうに考えられておられるのか、お伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまのエリアメールに関係したお答えをさせていただきますが、当然平生町もですね、先ほど町長も申しましたとおり、あらゆるチャンネル、あらゆる対応をさせていただくということですね、11月1日からエリアメールに取り組んでおります。今、こういう状況でございます。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 11月1日ということで、私がちょっと知らなかったもので、失礼をいたしました。そうはいつでもですね、これをですね、やっぱりびしゃっということですね、その中に取り入れると。こういうことをしてほしいと私は思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。工場事故に対する行政の対応はということで質問をさせていただきます。11月13日の周南市の東ソー南陽事業所では爆発事故が発生をしております。この事故は死亡災害も発生し、最悪の事態となっており、大きな社会問題ともなっております。また、東ソーの南陽事業所グループでは最近の5カ年間で18件のガス漏れなど事故が発生をしていると報道をされております。問題は、今回の事故や最近の18件の事故に対してその情報を住民に知らせることをめぐって企業と行政の連絡体制が問題だと私は思います。行政には住民の安心・安全を守る義務が課せられております。今回の事故はその危機管理に不十分な点があったと言わざるを得ません。周南市は事故状況を市民に広報する際、東ソーとの行政機関との連携が不十分だったことを受けて、事故を起こした企業から情報提供や広報体制について市と企業の対策会議を設けると、今、しております。当町においても以前に工場事故で事故報告が随分と遅れたことがございました。安全管理の問題で過去の事故の対応が生かされているかどうか、今回の事故を見て問われているのではないかと思います。今回の事故を受けて、当町の事故連絡体制はどのようになっているのか。また、町民に対しどのように情報を伝達していくのかをお伺いいたします。

またもう一点、町内企業の安全対策は、また企業の安全点検は、行政との十分な連携が必要だと考えられますが、どういう指導をしていくのかをお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 工場事故に対する行政の対応ということで、大きく2点、今、御質問

をいただきました。東ソーの事故のやっぱり一番気になるところは、住民への情報提供に当たって、企業と行政との連絡体制が十分取れていなかったのではないかという御指摘でございます。本町におきましても、以前にはそれぞれ企業においていろんな事故が発生をした爆発火災等ありました。それぞれ事故後、行政ともその今後の対応について十分協議を今日まで重ねてきておるのは御承知のとおりでございます、こうした平生町内でのこうした企業の事故対応についての教訓と。こういうものも踏まえて今、それぞれしっかり連絡体制を取らせていただいております。企業そのものは、いわゆるその訓練等についても、今、企業によっては春2回秋4回、8回訓練を、防災訓練をですね、実施をいただいて防災意識の向上に努めていただいております。あるいは事故を起こさないようにいろんな取り組みをしていただいておりますということで、今、今日までそれぞれ企業において取り組んでいただいております。

連絡体制については、何か事あれば消防を初め、町を含めて関係機関への連絡と同時に住民、自治会、地域住民への連絡を優先的に行うように連絡体制は、今、取られていると思います。そういう中で引き続きこうしたですね、連絡体制が徹底をされるように町としても注意を、喚起をしていきたいというふうに考えております。

また、同時に企業の安全点検についてどうかという御指摘でございますが、それぞれ町内企業については公害防止協定を結んでおりますので、それを踏まえて定期的に調査結果を報告をしてもらう体制に今日なっております。いろんな苦情等が寄せられれば直ちに連絡を取り合って、その処理等に当たっていただいております。公害防止等に努めていただいておりますというふうに思っております。いずれにしても町民への情報伝達というのは、大変大事なことでございますから優先的に取り組んでもらえるような連絡体制、これを引き続き周知徹底をしていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 再質問させていただきます。先ほど佐賀地域の防災訓練の報告がございました。製造工場についてもですね、今、年8回の訓練をしていると。これはすべての工場で行っているかどうかは僕もよくわかりませんが、これはすべての工場で行うべきだと私は思います。そういうことで、その結果についてですね、当町が把握をしているのかどうか。年8回ですね、訓練について、当町が8回の訓練について把握をしているのかどうか。それを再度伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 町民課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 中本町民課長。

町民課長（中本 羊次君） 今の御質問でございますけれど、防災訓練についての把握は残念

ながらしておりませんが、今、先ほど町長も申されましたように、安全点検のことにつきましてでは周知、報告をいただいて、それに対応しているところでございます。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） ただいま答弁をいただきましたが、防災訓練についてですね、緊密に連絡体制をとっていただいて町民の安心・安全に努めていただきたいと思います。質問を終わります。

.....  
議長（福田 洋明君） 次に、細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） それでは通告いたしました子供とメディア対策について質問をいたします。テレビ放送が始まって数十年たち、近年ではパソコンや携帯など電子メディアと呼ばれる情報機器の発達は目をみはるものがあります。これによって子供たちを取り巻く環境が大きく変化しております。大人にとっては経験を積み重ねたことにより、さまざまな情報を吟味する力が備わっていて問題が少ないかもしれません。情報収集や情報伝達ツールなど利点もたくさんあり、何よりなければ生活が成り立たない時代になっています。そうした中、子供のメディア漬け、携帯への依存、ゲーム中毒などたくさんの問題が出てきました。年齢別に考えますと、まず乳幼児期のメディア接触の長期化、長時間化が与える影響が心配されています。これは生まれたときからテレビのあったテレビ世代や子供時代にテレビゲームで遊んだゲーム世代が子育てを始めた1990年以降にメディアが与える乳幼児への影響が顕著になってきました。赤ちゃんの脳神経回路が形成される大切な時期に子守代わりにテレビやビデオを使ったり、親が携帯やゲームに夢中で親子のスキンシップの機会が極端に少なくなった例が見られるようになりました。その結果、表情のない子や言葉の遅い子が目立ち始め、親においては虐待の件数が1990年から2007年までの間に40倍と激増しております。こうした現状を考えますと、乳幼児からのメディア対策を急がなければならないと考えます。町内ではどのような対策を立てておられるか質問いたします。

次に、小学校から高校までの児童生徒に対する対策を質問いたします。

小学校では早寝、早起き、朝ごはん、本を読んで外遊びなどを基本に指導されているところで、これは2006年4月に文科省が始めた運動によるものですが、これを妨げているのが世界一長いと言われる子供のメディアの接触時間です。ちなみに文科省の調査では小学校6年生が平日テレビやビデオ、DVDを見ている時間が3時間以上の子が2007年には34%、これが2008年、翌年には46%とふえている恐ろしい結果となっております。心身の発達が目覚ましい学童期に、これでは体力の低下や運動能力、視力、体温、コミュニケーション能力の低下などは当たり前だと言わざるを得ません。中学校、高校と進むと携帯の所持率が上がり、そのため

の諸問題が出てきます。携帯を使ったいじめや恐喝などの犯罪があり、また被害者が簡単に加害者ともなることができるのが、この特徴です。ゲーム中毒やモバゲータウンにはまり込み現実の生活が乱れる心配が出てきます。文科省の2008年の携帯利用実態の調査を見ますと、メールの送受信件数が50件以上の者が中学2年で19.5%、高校2年で13.9%とあり、携帯に食われている時間を考えると大人としては何か対策を取らなくてはと思います。児童生徒への対策はどのようにされているかお尋ねいたします。以上2点、お願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 特に、子供とメディア対策にということで、乳幼児のメディア対策について、乳幼児からどのように対応しておるかということでございました。御指摘のようにテレビ、ビデオ、携帯、メディア漬けになっておるという中で親子のふれあい、スキンシップが不足をしておるんじゃないかということで、大変心配をしておる現状が一方であることも事実であります。やっぱりそこら辺のこのメディアを取り入れていくことの必要性と同時に、そのバランスをどう取っていくのかというのが我々の大人にも課せられている課題だというふうに思っております。今、特に乳幼児時期ということで本当に親子がふれあって、できるだけこの親子の基盤をしっかりとつくっていくというのは大変大事な時期だというふうに乳幼児時期は思っております。今、本町では特にですね、未就園児に対して、平成17年度から母子保健推進委員さんとの連携のもとにブックスタート事業を今始めております。離乳食学級のときに絵本を選んで、その絵本を通して親子がふれあっていただくようにということで絵本を配布をする活動、あるいは絵本の読み聞かせをするというようなことで、とにかく一つは絵本と親しんでもらう、そのことによって子供の情緒を育んでいこうと。あるいはまた親子のふれあいを深めてもらうという形で今保健センターを中心に母推さんがいろいろ頑張っておられるという状況でございます。引き続きこういふ、本当にこの乳幼児期の対応っていうのは大事ですから、引き続き対応していきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいまの児童生徒への対策ということでございますが、議員さんおっしゃいますように電子メディアの利用による課題というものは長時間の利用、それに伴う当然子供たちにとっては家庭学習の時間の確保とか親子のふれあいの時間とかこういったものに弊害が出ているということは重々承知をいたしております。そういったことは全国の学力学習状況調査の中で結果として小学校6年、中学校3年生それぞれやはり家庭学習の時間が少なくなっているという結果がもう顕著に表れているという、そういう実態の中で学校としては児童生徒に対してどのような教育をしているかということでございますが、やはり現代社会においてコンピューターというのは必要不可欠でございます。そういった観点でコンピューターの活用を中心と

した情報教育というのは年間を通して指導計画を立て、それぞれ便利さということだけでなく、有害サイトへの接続など影の部分等もございますので、そういったマイナスの部分等も教育指導を行っております。当然テレビとかゲームとか携帯等の利用について授業で触れ、また学級指導もするというように進めておるんですけど、やはり学校だけでは当然限界があると。やはり家庭での指導というものが必要になってくるということで、学校での保護者への指導とかお願いとかそういったこともあわせて行っておるというのが実態でございます。平生小学校、町内でも先駆けてコミュニティスクールの指定をして、その中で家庭部会という部会を設けておりますが、そこでノーテレビ、ノーゲームデー、そういったものの設定をして子供たちに、また家庭に呼びかけをしてきておると。また、生活チェックカードというようなものもつくりまして、基本的な生活習慣、おっしゃったように、早寝、早起き、朝ごはん、そういったものがちゃんと守られているかどうか、子供たち自身がチェックをして守っていこうという機運を学校全体で示しておるところでございます。

携帯電話等の利用によるトラブル、大きな事故等は本町において発生したということは直接児童生徒の部分についての情報というのは得てはおりませんが、平成21年度、2年前から子供携帯等安全対策事業ということでサポーター6名をお願いをして有害情報対策に関する啓発活動も行っておるというところでございます。

今後ともそういった形で学校を中心に、また家庭をお願いをするということで、この電子メディアを上手に利用する、そういったことの教育は引き続き継続をしまいたいという考えでございますので、またこれからいろんな機器の、新しい機器が出てきて、またそれにまつわるいろんなことが出てくると想定されますけど、それに対しても即座に対応できるよう学校にも指導をしまいたいというふうに思います。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 子供に、乳幼児には母推さんがブックスタートをしているからそのときにというお話もございましたけれど、乳幼児は特に大切なのが親の行動で、子供が見たいとかいうんじゃありませんから、親の行動で子供たちが、乳幼児がそれに染まっていくというのがあります。親がその害について知らないっていう例がかなりあります。いろんな地区では保健師さんやもちろん幼稚園や保育園の保育士さんたちも中心となって活動していらっしゃいますけれど、一番効果が上がるその害についてをしっかりとパンフレットなり、いろんな健診時とか講演のときに親御さんに、保護者に話しかけることによって効果を上げているところがあります。例えば、柳井なんかでも保健師さんに聞いていると健康診断のときにお一人お一人に対してこういった害があるので気をつけるようにっていうのは伝えていっていると。それは保健師さんが中心となっていらっしゃるようです。各地域によって違うんですけど、保健師さんや保育士さんが中心

となってそういった活動をされると効果が非常に期待できますので、そのあたりも考えていただけたらと思っております。

また、学校においてはノーテレビデーとかノーゲームデーとか各地で取り組んでおられます。その成果で随分変わってきたというところもあります。ただ、それをするときにはやっぱりチェックシートっておしゃっていましたが、いろんな情報は学校しかとれませんので、親子個人ではちょっとなかなかとれませんので、そういった学校がもっている、例えば視力のものとか体重のものとかそういったデータももっていますよね。そういったデータに照らし合わせながらノーテレビデー、ノーゲームデーをしたときにどういう変化があったか、それがどういう効果っていうことをもちろん保護者に公開して、そしてまた子供たちが地域でそういったゲームばかりしなくてもいろんな行事があって、そっちに参加できるようなそういった環境づくりっていうのはいろんなところが取り組んでおります。そういった環境づくりも必要ではないかと思っております。

先ほどネットサポーターっていうお話もございました。県や何か取り組んでおりますけれど、これがどれだけ活動しているかっていうと、ノーテレビデーなんかもそうなんですけれど、どれだけ活動しているかとなるとちょっと心もとないように聞いております。ちょっとネットサポーターからも話を、この質問をするために集めました。ネットサポーターっていうのは同じお父さんお母さん方、保護者がやりますので、それだけにその井戸端会議的なもので情報が伝えやすい、そういった利点はすごくあります。そういったネットサポーターをしっかり育成されて、しっかり活動していただかないと、やっぱり皆さんに広がりませんので、そのネットサポーターの方はいろんなモバゲーとかそういったものにアクセスしてどれだけ子供たちが大変な目に遭っているのかっていうのは身をもって勉強してきたとおっしゃってました。例えば、そのサイトの中で生活する、自分の分身が生活をして、その中で洋服を買ったりバッグを買ったり、そういったものをするときに、そういった電子マネーじゃなくて、そちらで使えるマネーがあるんですけど、それをお店で現金で買って、ネットの中に入れるっていうこともできるというふうに聞いております。いろんな使い方によっては弊害がありますし、落とし穴があります。携帯なんか特に手元に置いておいてちょっと鳴ったらすぐ返事を3分以内に出さなくちゃとかいう感じで、勉強時間がすごく削られたりして問題になっているっていうのも聞いております。表に出てないところもたくさんあると思いますけれど、実際、保護者としてはああどうかなという思いはたくさんあります。家庭の問題ですから、その個々人がしっかり対応していくのも、もちろんでございますけれど、学校の支援といえますか、町の支援も含めまして、そういった支援が待たれていると思っております。特にメディアに関するものは今、例えば、中近東でマスメディアの関係じゃなくて、ソーシャルメディアの個人の発信した問題で国のあり方が変わるというような、今時代になって

おります。そういった時代ですのでメディアに関するものっていうものは政策的に非常に今から重要になってくると思いますけれど、そういったメディアにかかわる政策を決める計画とか、そういった条例とか、そういったものは平生町はどのように考えていらっしゃるでしょうか。お尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午前11時20分から再開いたします。

午前11時06分休憩

.....  
午前11時20分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 最初に御指摘をいただきました乳幼児の対策でございますが、親についても害についてメディアの障害についてもしっかり呼びかけるようにということでございますが、先ほどブックスタートの話をしました。同時に母推さんによってですね、1歳半、6カ月児、3歳児をそれぞれ持つ家庭を訪問をされておりますが、そのときに子育てとメディアの関係という、そういうことがこの情報誌としてですね、ありますんで、この辺の情報誌の配布もですね、今していただいて、しっかり関心を持っていただくように、呼びかけを、今、されております。引き続きそういう取り組みをお願いをしたいと思いますし、条例の話がさっき出ておりました。学校として先ほど教育長からも御説明がありましたように、学校なり教育委員会なりの取り組みというものを我々としてもですね、少し状況を見守っていきたいというふうに考えておるところであります。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 先ほど学校が持っているデータなんかを利用したらという御質問がございましたが、体力等のテストっていいですか、そういったものは毎年行われて、毎年結果が表れ、ここ近年は体力についてはそれぞれ以前に比べれば回復、伸びておるといような実態がございます。しかし、子供たちのピーク時の体力っていうのは1985年ぐらいまでさかのぼるようでございます。それから、やはりスポーツ関係者の指導者の危機感等が表れているんな子供たちのスポーツへの関心を持たせる施策なりが出てきております。直近で言えば山口国体にかかわるいろんなことがございましたように、非常に体力増強に向けた取り組みがなされておりますから、そこで平生小学校では、佐賀小学校では、どの程度の状況にあるのかというのは長年にわたって蓄積された、そういったデータがございますので、利用した上で取り組みはさせていきたいというふうに思います。

それから、さらに条例で規制をかけたらというようなお話でございますが、町長が申し上げま



したように、今後のことになってまいるとは思っております。当面は家庭、学校、地域の連携をもって子供たちを見守る体制を構築していかなければならないという状況でございますし、今、学習指導要領の中で言語活動の充実とかコミュニケーション能力を育てていくとか、いろんな形で子供たちの自立に向けた取り組み、学習環境をつくっていかうという中でありますから、そういった問題、メディア対策等について町の青少年問題協議会等もございますので、そこに諮問をするなり、またそこからの意見として上がってくるかどうかは別にいたしましても、いろんな関係機関との連携をとりながら考えていくものじゃないかなというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 親の願いは子供たちが社会に出て、きちりと仕事をして、結婚して家庭をつくってくれるというのが親の願いでございます。朝日新聞社の昨年度の新卒採用調査によりますと、企業が採用に当たって何を重視するか、国内の主要企業100社に聞いたところ、74社がコミュニケーション能力を第一に上げたという調査報告がございます。子供たちの未来が平生町をつくっていくことを考えると町内の子供たちにメディアに対する、その利用も含めて教育はとても大切になってくると思います。大人も生涯学習なんかの中にメディアリテラシーを進めていくようにという国の指導も入っていますので、これからはメディアに対するいろんな勉強といいたいまいしょうか、メディアに対する政策っていうのは大事になってくると思いますので、平生町も町を挙げて、特に子供たちに町を挙げてのメディア教育のほうをお願いできたらと思っております。

それでは、次の質問に入ります。次の質問は文化活動の推進についてでございます。文化活動の推進については、第四次総合計画の中にまちづくりはきずなづくりとして、この基本計画の中にみんなの笑顔が輝くまちを基本目標に、施策10として文化活動の推進とございます。この町内における文化活動の現状と課題、そして今後の取り組みについて、多少は書いてあるんですけど、それについて質問いたします。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 文化活動の現状と課題ということでございますが、文化行事といたしましては大きく言えば、まず11月最初に行われます総合文化展、10月の音楽鑑賞会、そしてまた中央公民館は5月でございますが、秋中心に行われる各地域地区の公民館まつりというようなものに集約されるんじゃないかなというふうに思いますが、それぞれ文化協会、あるいは音楽協会との共催と。また公民館まつりは地元の運営協議会中心で開催をされておるといいますのでございますが、曾根公民館まつり、町長が行政報告の中でも申し上げましたように、発祥の地であります。曾根公民館まつりも33回目を数えておるといって非常に歴史の深いものでありますし、また音楽鑑賞会にあつては46回目でございますが、当初から十分な施設はあり

ませんでしたけど、音楽家等を本町にお招きして、本当にこの柳井地域でも文化の香り高い平生町ということで、かなり好評であったというふうに思います。最近は施設等の問題もありますが、やはり時期にあったタレント、あるいは音楽家等の招致によって本当に生の文化に触れさすというようなことを中心に現状は推移をいたしております。ただ、総合文化展にしてもそうなんですけど、高齢化とかやはりそういった活動に携わる方々が減少しておるといところが、現況と課題を上げれば、そういった将来がどうなるのであろうかといところが言えると思いますし、やはり町民全体で課題として共有すべき問題じゃないかなというふうに思っております。ですから、その地域で、また町全体で行われる今まで積み重ねてきた歴史というものを、そういった火を消すことなく、これから継続、さらに継続をしていくことっていうことが、やはり平生の文化活動を守っていく上では非常に大切なことであるというふうに思いますので、子供たちっていいですか、それぞれ地域のまつりには子供たちも出ております。総合文化展、子供たちの出展もごさいます。また、文化展にあわせてふれあいコンサート等もあります。そういったところで、やはり次の人材を育てていかなければいけないということも言えるんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今、文化活動の中で総合文化展とか音楽鑑賞会のお話も出ました。総合文化展においては以前は町から秋の陣という形で外のほうへいろんな出展がありました。企業等の出展もございました。それでかなりにぎわいがございました。しかし緊縮財政に伴ってその秋の陣、夏の陣もですけれども、なくなりました。それで少しいつか、かなり寂しくなったので住民発議でちょっとこれじゃあ困るねっていうので婦人会がうどんを出したり、社協がちょっと出展をしたり、その他の団体も今、消費者問題協議会から、ひろげよう男と女連絡協議会からも商工会からいろんな会が出店も出しております。一番問題はその高齢化で出展する人が少なくなった。また、子供がふれあい音楽コンサートなんかで出てくるんですけど、大人が、親が出てこなくなった。大野の公民館まつりでも普通子供を出せば、その親がもれなくついてくるんですけど、その親が最近は来なくなっているという現状もございませう。そういった中で、今からそういった文化展をどのようにして盛り上げていくか。町全体が参加できるような文化活動にどうしていくかというお話になると思います。これからまた、そういった企業の協賛も含めて、今、企業の顔がちょっと見えづらくなっております。以前はその文化展に三新さんとか永大さんとか出てこられて、例えば、ちょっとゴム手袋が安く買えとか、合板をもらえとか、ふれあう機会がありました。それもなくなっておりますので、ふれあいづくり、きずなづくりのためにも、そういった仕掛けはまた必要んじゃないかと思ひます。そういったお考えがあるかどうか。子供も子ども会なんかみこしをやっておりましたけれど、それも今なくなってお

りますし、ちょうど真ん中がぼっかり開いておりますから、そこを使って何かできたらいいねっという話も今回の文化展の中でそういった声も上がっております。

また、音楽鑑賞会においては46回目。本当に私が小学校のころから続いているんですけど、子供たちに生の音楽をという形で始められたものです。ただ、今そういったものも、四十何回している、継続したら何なんですけれど、最初の思いがちょっと消えていて、開催にすごいお金がかかるんだったら子供らに見せるんじゃけえ、子供の親からお金をとったらいいとかいう声も出ております。それじゃあちょっと最初の趣旨と大いに違うんじゃないかなという思いもありますから、そういったものをもちろん見直ししながらやれてるのは私も存じておりますけれど、しっかりと町も支援していき、そして例えば今の高齢化とか、そのクラブがどんどん縮小してっていうのがあれば、文化活動としてこの前ちょっと光の紙芝居を私は見てきました。光の中のいろんな地域の文化を掘りおこしたものを紙芝居として子供たちに見せるんですけど、それが音楽つきで、やられる方も男性が女性の声を出したりして、ちょっと大人の方の鑑賞にも十分堪えうるもので、各地域の文化の継承がそれによって子供たちにも伝わる、大人にも伝わるというような、本当に紙芝居ってばかにできないなと思いました。そういった新しい視点でそういったものを提示することによって、町民の中に、こういう文化活動もあるんだねっていうのを見せていくというのも環境を整備していく上では町の働きかけの中の一つだと思いますけれど、そういったお考えはあるかどうかお伺いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 先ほどの文化活動のすそ野を広げていく部分については、私のほうからではなしに、私のほうからは今ありました総合文化展にあわせてふるさとまつり等のイベントの再開といいますか、地域産業の企業の方々の参加等をいただいた、その方策はとれないかという御提案だというふうに思っております。いずれにしても、地域の皆さんの元気が発信できるようなまつりというのは必要だと思っております。今、前と同じような形がいいのかどうか、この辺も議論を今させておりますけれども、ぜひ来年に向けて、いろんな農業から漁業、工業、商業それぞれあるわけですから、ここら辺の産業まつり的なですね、産業祭的なものを同時に開催できないかと。今検討をさせているところでございます。当然相手があること、経済団体、企業、関係機関と十分協議をしながらこの辺の対応について検討していきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ここ近年、総合文化展における出展者等の状況は増加傾向というところで、それぞれがボランティアで後片づけ、準備等もやりましょうというような機運が盛り上がっているということが、いずれ大きく花が開いてくれればいいがなという思いでございます。

町の支援ということも当然必要でございますが、トップダウンでここにお金を置くからやりなさいというやり方っていうのは、今の時代にはそぐわないものであろうと思いますし、やはり町民の方々が自分たちの活動をさらに発展さす上で集うということが理想的なところではございます。先般来から文化協会、あるいはまた子ども会に関係して当時の勢いを取り戻したいというような相談も受けております。これをいかに教育委員会として支援していけるかというところで、来年度予算要求に当たって担当課長のほうに私のほうから今、丸投げではありますけど、指示をいたしております。英知を集めてやはり地域の元気がなくならないように頑張っていければという思いでございますので、またいろいろお知恵をいただきたいと思いますし、一つは先ほども申し上げましたように、子供たちが地域活動へ参画をしてきております。議員さんも進めておられました男女共同参画で川柳一行詩に小学生、中学生が応募をするというような形。あるいはまたボランティア活動に中学生の姿が見えるというような、こういった取り組み、学校からの指導、そういったものがやはり将来に向けて投資になるんじゃないかなというふうにも思いますので、現在の大人の方々の御理解をいただきながら子供を育てていきたいという思いでございます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 確かに団体や個人の自主性を尊重しつつ、町として支援はどうあるべきか。とても悩ましい問題であると思っております。先ほどの紙芝居の話を文化財の保護と保存の活用と伝承に焦点をおいたもので、それをつくることによって文化財の周りをきれいに整備されたりっていう波及効果もあったというふうに聞いております。子供たちを初めとして文化財を保護し、愛護する精神を育むのも一つのそういった手だと思っておりますので、そういったことも考えられたらと思います。

最後に文化施設の充実についてお伺いいたします。先ほどちょっと施設の話も出ましたけれど、その施設、老朽化もしておりますし、使いやすく快適な施設の整備に努めますというような項もございまして、複合的な文化交流施設の整備について検討しますという項もございまして。これは具体的に何を意味しているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 複合的な文化施設となりますと、やはり長年の課題であったホールをあわせ持ったもの。また、図書館も老朽化しておりますから、そういったものの複合的な施設というのが脳裏にあるわけでございますが、何分にもそういった施設を新しくつくとすると多額の予算というものも必要になってまいります。計画は計画として持ち続けたいと思いますし、町民が文化活動を推進していく上で、やはりそういった施設の充実ということは図っていかねばならないという我々の責務もあろうかと思っておりますから、また町の財政等も考えながら施設の整備には取り組んでまいりたいという思いでございます。

.....  
議長（福田 洋明君） 次に中川裕之議員。

議員（5番 中川 裕之君） もう幾つ寝るとお正月と、こういうことで早いものでお正月がすぐそこまで来ております。私にとっても早いもので議員として6カ月が経過をいたしました。先輩議員の御指導をいただきながら、また同僚議員にお世話になりながら何とか6カ月、こうして活動ができた、こういうふうに思っております。これからも議員の皆さん、よろしく願いをいたします。そしてまた、町長さん初め行政各位の皆さん、きょうが初めての質問ということになります。どうかよろしく願いをいたします。

それではお知らせしてあるとおり、防災関連一点で質問をさせていただきます。平生町の地理的、地形的な歴史というものを振りかえってみますと、昔々その昔はこのあたりは小さな島が点在する、そういう地形であったと。そうしてその状態から時の先人の方が大規模な干拓事業によって現在のこの地形の町になったというふうに伝え聞いております。したがって、海拔ゼロメートル地域というところがかなりあるかと思えます。過去にも潮位と大雨との関係で低い地域は床下浸水などの水被害を受けるということが何度かあったかと思えます。それに対してはそれなりの対策がなされていると思えます。大内樋門もその一つでしょう。そのほかにもいろいろ対策があるかと思えます。

実は6月の定例会、これは私にとっても初めての議会ということでもありました。そのとき町長のあいさつ、演説、答弁、いろいろなお話の中で防災という、ちょうど3月を受けての6月ということでありましたから、なおさらだったかと思えますが、町長のお気持ちは防災対策、何か平生町においても、平生町のトップとして何か対策を講じていかなければいけないというような気持ちがおありになったと。具体的なものがそのときにあったかどうかは別にしまして、そういうふうな感じを私はお聞きをしておりまして、そんな感じを受けました。

本町は過去に台風19号、その数年後の18号でかなりの世帯が屋根瓦の破損とかいろいろ大小ありまして、最長で5日間くらいの停電を2度経験しております。佐賀地区でも19号においては恐らく5日間くらい停電をしたと、そういうふうな記憶があります。18号については、早いところで2日くらい、長くて5日くらいの、地域でいろいろありますけれど、長い間停電をしたという地域もあったと。こういうふうに記憶をしております。防災対策、具体的にどういうふうにするか。これ、防災対策と一口に言っても一つや二つじゃありません。数限りなく、こう考えてみてもあるかと思えます。近隣の町、それとなく調べてみました。周りはどんなことをしているのかなと。そういうふうなことで調べてみたんですが、東隣の上関町、これ私の知り合いの議員がおりまして、何となくきょう質問するということで何かいい材料はないかなと思って話をしてみました。あなたのところは防災対策、何か特別3月以降考えちよるんかと。

また将来的にも何かその考え、計画はあるかというようなことで話をしてみました。そうすると、たいしたことはしていないようです。といいますのには、上関町の八島に太陽光発電のLED照明、ライト、街路灯というのが1基あると。これはおもちゃみたいなもんじゃがのうと、このようなことを言うておりました。町で照明灯が一つあると。柳井とか大島に何かあるようなことを聞いたけえ、調べてみいやと、こういうことでありましたんで、柳井と大島町をちょっと調べてみました。そうすると柳井市、これは駅南の西京銀行の柳井支店、この駐車場のコーナー、角に1基、これははっきりとプレートに太陽光発電LED街路灯とこういうふうに書いてあります。メーカーも書いてありましたが、これはあれでいいですが、そういうふうなものがありました。大島町、これは4町が一緒になって一つになった町であります。旧の久賀町、ここに何か1基あるという話を聞いたんで行ってみたら、見たら2基ありました。旧久賀庁舎前の広場といいますか、グラウンドといいますか、その道路面に面した両コーナーに2基。これは柳井のものとは機種構造が違うものでした。見た感じがまったく違います。そういうふうなことで調べてみました。この太陽光発電LEDライトというものは発電所からの送電が完全にストップしたと、そういう状態で初めて威力を発揮すると、こういうものです。だから、停電した、もう電力がストップした、でも光り続けると、こういうものだそうです。

6月の町長の防災に対するお気持ち、そうしてこの周辺の状況からそのようなものがあるというふうなことを知って、これから申し上げますD構想というものにたどり着いたと、こういうことでございます。詳しくお知らせをしてあるんですが、これはやはり言うたほうがええですかね。町内23カ所にあります緊急避難場所、これにその照明灯を設置したらどうかと。そして各地域からその近いところの避難所へ避難される地域の方が最悪の状態を、最悪の事態を想定して、その自分の家からその近くへ通うための誘導として国道188号線の平生町部分。そうして県道光上関線の平生町部分。そうして町内中央通り、そしてまたそれにあれした適当な場所と。こういうことであります。ひとつ、防災といいますか、そういうときのためのものをどうでしょうかと、こういうことであります。

このD構想。これは今申し上げたその照明灯にこだわるものでもありません。町長のほうで何かあるということであれば、それはまたそれで結構こだわってはおりません。ただ、私がこだわりたいのはD構想の後半の部分。いわゆる投資をしたらそれを何とか回収できないかと。町は商売っていえばできないかと思いますが、梶原町あたりは講習料1,000円をとると、町が。そういうこともあります。今現在ですね、全国に地方議員と呼ばれる方が3万3,000人いらっしゃるんです。私たちも行政視察ということで予算がついておりますが、この3万3,000人にもですね、行政視察のための予算が必ずついていると、こう思うんですね。何とかその平生をそういう何かでメジャーにして先進町的なものをつくってですね、でっち上げてでもつくって、

いろんなことを使って、マスコミも使うし、その使ってですね、こうしてこの3万3,000人をぜひ、いわゆる先般の福田議長さんのお話ではありませんが、全国の議長会で聞いて帰った話じゃ、これだけじゃったと。よかったなということもありました。よそ者、ばか者、若者と、こういう話がありました。やっぱりこれは将来のまちづくりにおいてはやはり欠かせないものと。だからよそ者と言ったら、これは3万3,000人の方に失礼で、私はこの際はお客様と、こういうふうに言わせてもらおうと思いたしますが、いうふうなことで、話をしておりますが、私もですね、これは、ばか者の中に入ろうかと思いたします。そういうことで、いろいろ申し上げましたが、町長の今後の防災方針の具体的なお考えがあれば、お聞きをしたいということと、この今のD構想、一緒にですね、御一考いただいて、これからのまちづくり、先進町を目指していきましょうと。こういうことをごさいます。何か私もしゃべっておいて真意が伝わったかどうか、よく何を言っているのかというふうに思われるかどうかとも思いたしますが、とにかくまちをやっぱりよくしたいと。とにかく経済効果と呼び込みたいと。それに金を使わせ、経済効果をもたらす。こういうことができないものかというところが一番私の申し上げたいところです。

以上、こうしてきょうの資料の作成に当たってはですね、同僚議員、村中議員も久保議員もいろいろ協力してくれました。事務局長さんにもですね、3万3,000人。全国を飛び回って恐らく調べてくれたのかと思いたしますが、二、三日でこう調べてくれました。本当にそういう方々に感謝をしながら、以上、私の質問を終わります。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今の最終のところ町に対する思い、それからやっぱり先進町として、特に防災先進町となってほしい。そのこととあわせて経済効果を期待をする。そういう一つのまちづくりにつながる防災面からのアプローチについて、まさに真摯な御提案をいただいたというふうにとめておきまして、私からもお礼を申し上げたいと思いたします。確かにLEDを中心にこういった防災面での充実を図っていく。特に停電等が発生した場合にということで、こういうこの設置が今求められております。数年前まではこの発電施設をですね、何箇所か配備をさせていただいて停電時に備えようというようなこともやってきたんですが、今こういう太陽光発電方式と。最近はまだハイブリッドのですね、風力とこうあわせたようなものもあるように聞いておきまして、どんどんこのそういった意味では進化をしていく。それらをしっかり受けとめながらやっていくと。今、本町では直接あれかもしれん、御承知のようにですね、今、公共施設の入り口付近にはこの要するに独立で夜間でも光っております太陽電池式の避難誘導標識、これを今、平成15年から現在まで14基設置をして、緑色のやつがあると思うんですが、設置をさせていただいて、この要するに公共施設への避難のときの誘導路にしていこうと。こういうことで取り組みをさせていただいておりますけれども、きょう、今、御提案をいただいたような、いろんなや

っぱりそれだけじゃないと思うんですね。今、議員が御指摘いただいたのは、いろんな意味でそういうまさに防災面での先進的な町になれ。どっかそれこそ3万3,000人の人が平生町に来てくれるようなまちづくりを目指せ。こういうことだろうと思います。このLEDのこのD構想ということで、今、御紹介をいただきましたけれども、当然こちら辺、どう我々の立場から言えば今回も大震災ありましたけれども、想定外というような事態でしたというようなことを言わずに済むような、効果的なある意味では防災対策。ハード、ソフトありますけれども、言われるような整備をやっていって、議員御指摘のように防災的にも先進的な取り組みができるように切磋琢磨していかなければいけないというふうに思っております。御提案いただいたことも含めて引き続き検討をさせていただきたい。どういう形が平生町の置かれておる町内の実状を踏まえた防災対策としてより望ましい対策になるのかと。ソフト面でも先ほど言いましたように、防災メールの関係も準備をさせていただきながら、それぞれソフト、ハード両面で整備を進めていきたいというふうに思っております。いずれにしても大変御提言をいただきましてありがとうございました。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

中川裕之議員。

議員（5番 中川 裕之君） 午前中、先ほどの質問の中で「でっち上げてでもつくって」という言葉を使用しましたが、「でっち上げと言われてもいいくらいの」という気持ちを込めての質問でしたので、どうか趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。また、町長におかれましては、防災対策につきまして今後ともあらゆる角度から御検討をいただきますよう、お願いを申し上げて質問を終わらせていただきたいと思います。終わります。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。通告をしております少子高齢社会への対応についてです、まず第一が、平生町の今日の状況を町においてはどのようにとらえておられるのか、まず第1点です。

2点目は少子高齢社会の対応をどのように進めるべきかと考えておられるか。この2点を聞いておきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。



町長（山田 健一君） 少子高齢社会への対応ということで2点今、平生町の今日の状況をどうとらえているかということと、その少子高齢社会の対応についてということで御質問でございます。

かなり大きなテーマで、これは、あらゆる対策を打っていかなければいけないこのテーマだというふうに思っておりますが、特に少子高齢社会の進行ということで、地域経済、地域社会はもちろんですけど、社会経済全般にわたっているんな影響が、これはもう国も地方もそうですが、出始めておるといふふうに受けとめております。特に人口の減少、少子高齢化、けさもちょっとあれしましたけれども、労働力が減少する国、地方の経済へいろんな形でマイナスの影響が出る。一方では税や社会保障等の負担がどうしても高まっていかざるを得ない。社会全体の活力が低下をするというような状況があらわれてきておるのではないかとこのように思っております。本町の総人口と高齢化率を見ますと、総人口は現象をし続けるであろうと。65歳以上の高齢化率は上昇を続けると。こういうことになろうと思っております。平成22年度で人口が1万3,095人、総合計画のときにも人口の予測を出しておりましたけれども、10年後には1万1,534人に減少するということが見込まれておるといふふうに言われておりますが、これから高齢者数がどんどんふえていく。平成32年度が一番ピークになるような予測になっております。それ以降は高齢化率はこうずっと上昇しますが、高齢者数は、高齢者そのものはそれから減少していくと。一方で出生数でございますが、これも全国的にはゆるやかな減少傾向ということになっております。本町の場合はここ二、三年見ますと平成20年が96人、平成21年度が91人、平成22年が94人と大体90人ちょっとぐらいでほぼ横ばい状況に今日あるということでございます。所帯数もここ数年横ばいという状況ですが、所帯数の人数はやっぱりこれまた減少しておるといふ状況が本町全体の今の姿であります。このやっぱり少子高齢社会、少子高齢化のもたらす影響は一つは家族に及ぼす影響。家族のあり方といいますか、65歳以上のひとり暮らしが今、平成22年度ですが678人。65歳以上、高齢者のふたり暮らしが846世帯。こういうふうにはですね、高齢者のみの所帯が大変ふえてきておると。老々介護が心配をされるというような状況で、家族の支えあう機能というものが家庭の中でも低下をしている。そのことが一つは懸念される。

2つ目は経済社会に対するやっぱり影響だと思えます。少子高齢化が進むってということは、生産年齢人口が減少をすると。労働力が減少する。それに伴って所得が税収に影響を与えると。同時に一方では高齢化が進むがゆえに医療、介護、社会保障費の増大が現実になると。それに伴って税や社会保険料負担増にリンクをしておるといふような状況があるかと思えます。

こういった経済、社会への影響、それから3つ目には地域社会の影響。特に中山間地域といいますか、こういったところの、けさからも出ておりますが耕作放棄地の増大、田畑森林の管理を

どうするか。伝統行事、地域文化の継承も次第に難しくなっている。集落の機能をどう維持していくのかということについても大変心配がされるという状況の中で、コミュニティの機能をどうしっかり支えていけばいいのかということが大きなテーマに今なってきておまして、後にこの御質問をいただいておりますが、この協働のまちづくりなり、あるいはまちづくり条例、こういうものの背景にこういう少子高齢社会があるということも事実だと思えます。

そこで、この対応についてですが、まずは地域における第四次の総合計画を策定をしましてけれども、地域におけるお互いの支え合い、助け合い、地域のきずな、こういうものをやっぱり大切にしていける意識。これがまず大前提だというふうに思います。その上に立って人口と税収の減少を前提にして、これから多様な住民のニーズにこたえていく、いわば自治体経営ということが求められているというふうに思っております。

そうした中で、国、地方においても通じて今地方分権と一方では言われておりますように、地域主権戦略大綱というのが示されておりますが、地域主権改革について、地方自治の本旨に基づき地域住民みずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むための改革を地域主権改革というふうに位置づけておりますが、住民自治の重要性ということが今改めて指摘をされております。我々としてはそのためにはどうしても地域で協働のまちづくりというふうに言っておりますけれども、この取り組みを進めていかなければいけないというふうに考えております。住民自治というふうに言いますけれども、それぞれ地域において住民の主体的な判断、あるいは責任、こういうものが求められる一方で行政の側も大きな私は今対応の責任があるというふうにも思います。こういう社会地域でありますから、どうしても今までのような画一的な行政サービスというものからよりきめ細かい地域の実情に沿った対策、対応施策というものが必要になってくるし、特にこういった協働のまちづくりということをおっしゃるけれども、職員がそうした地域の課題とともに地域住民と汗を流すにしても、それを、諸課題を解決をしていかなきゃいけない、その能力というもの。あるいはまた、みずからの意識といいますか、地域の住民と一緒に汗を流しながら地域の課題解決に当たっていくという、やっぱりそこら辺の意識改革っていいですか、職員の能力というものも一方で大変求められておる重要な課題を今我々は背負っておるというふうに思っております。いずれにしても、こうした状況の中でしっかりしたこういった協働のまちづくりを進めていくと。そのことによって地域でお互いに先ほど言いましたように、連帯感の持てる地域社会を目指していくということが今必要なのではないかというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 2回目の質問です。

今回の質問通告書にいわゆる少子高齢化社会という言葉を使わないことにしました。化をのけたんですね。もう実際に高齢社会になってきていると。少子社会になってきていると。そうす

ると、それぞれへの対応が私は必要だと思いますから、わざとのけたんです。だから、これから先、現実にあった対策をしていくと。先ほどの町長の答弁でこう疑義を呈するわけじゃないんですけどね。

それで、私は今回の質問するのに随分といろいろ資料を集めていただきまして、考えてみたんですよ。深刻な状況だということに、平生町が合併した昭和30年、人口が1万5,699人っていう国調の調査がございます。現在がこの平成22年の調査が1万3,700人、町報の11月を見ますと、こちら住民基本台帳ベースですが、1万3,000人を切りまして1万2,990何ぼですか。1万3,000人を切ってきて、若干の国調とは違いがありますが、実態としては1万3,000人を切ってきているという状況です。

そこで、地方政策の勉強をする中で一番大切なことはやっぱり人口構成をよく分析することだということに気がつきましたから、いろいろやってみたんです。この前の平成22年の国調の平生町の平均年齢、平生町民の平均年齢が51.6歳です、平生町の平均年齢が。それで合併をして最初に出発しました昭和30年、このときはね、ちょっと正確な資料がないですから人口ピラミッドを逆さまにしてから、こう引っ張り出して私が試算をしてみたんですが、この年がね、平均年齢27歳ですよ。計算の誤差でね、1歳はふれるかもしれませんが、まあこのくらいだと思う。この間にこれだけ町民の平均年齢が上がってきているんですね。これはね、大体5年の国調ごとに2歳くらい上がってきている。これから先、またもうちょっと早くなると思うんですよ。そうすると平成32年の、次の次の国調のころには56歳、60歳に近づいていくんじゃないかというような平均年齢の社会になってくると。いわゆる高齢社会そのものなんですよ。そうすると地方自治の政策のウエイトをそこに置いていく必要があると思うんです。

一つは少子化対策です。いわゆる少子、子供が生まれてこないから、これをどうするかっていうことで、いろいろね。これは小さい町ですからちょっとやればいろんな影響がでます。例えば私ども見てきました佐賀に若者定住住宅をつくりましたら小学校に大変な影響を与えて、今ちょっともうローテーションしませんから。それと昨年、今年になってから町内にある企業の社宅が大量にできたら、これがもう税収にまで含めてかなり影響を与えておるんじゃないかという傾向までありますから、いろんな小さな町で対策を打っていったら、いろいろな効果があるっていうことはよくわかりますから、少子化対策については、まず子供を、若者が定住をする。そして、ための働き場が要る。これは今まで言われてきたとおりですね。そうして、子供が生まれやすい環境をつくる。子育ての支援をする。これ、今まで言われた。この事業をやったりしっかりやっていくことは当然必要だと思うんですよ。それで、この歴史を見てもね、生まれた子供たちが町内に生産年齢人口になるように残ってもらわなきゃいけないんですよ。平均年齢が上がっておる、その高齢化が進んできた理由はね、これはびっくりする人数ですがね、日本は

終戦のときは7,200万人ですよ、日本の人口はね、戦争が終わったとき。そして今1億2,000ちょっと超える。5,000万人から人間の間ふえてきているんですよ。そのかなりの数がね、昭和の初め、1,500万人ぐらいが昭和22年、23年、24年、あそこらにふえてきてるんですよ。それが高度成長をずっと支えてきて、今、高齢化に出てきたと。社会の私は元気がなくなってくるのは当然だと思っています。そういう生産人口の移動から。ここんところは平生町にも出ているんですよ。昭和30年からね、国調から昭和45年の国調まで15年間っていいですかね、もっと10年間、30年から40年の国調を見ますとね、若者が約2,000人町から出て行っているんですよ。いわゆる1歳から15歳までの年少人口がばさっと減ったのに生産人口がふえていないんです。町に残っていないから出て行ったと。それが日本中高度成長を支えてくるわけですが、こういった現象を起こしたらだめになるんですよ。だから、そういった一つの分析を私はしてみる必要があるんじゃないかということで、今回そういう町の平均年齢、それから人口動態をどう支えていってという町の施策、こういったことを求めたいと思って、今まで、今、やってきたんですよ。

それともう一つね、先ほど町長から言われたこともそのとおりだと思いますが、町が続いていくと町の公共施設も老朽化するんですよ。もう町道、下水道、水道、これに対するこれから先、新しいものをつくるっていうのはこれの維持管理が大変な財政支出になってくるんです。生産人口は減ってくる。財政力は落ちてくる。公共施設の維持管理、公共財産の維持管理、こういったものが大変な支出になってきて支えられるかという問題があります。それともう一つは、いわゆるその高齢人口を支えていく町の財政力。先ほどから町長が言われてとおりです。この2つがこれから先大きな問題として出てくると思うんですよ。

そうすると、これ大事なことは結局最後にはね、財政力になるんですよ。町の財政力をどうしていくかと。きょうの議案の提案理由の説明でありました。私は何度か国保の財政の問題をここで話をしましたが、基金が底を尽きてきたという話をされましたがね、国保の財政基金あと44万円しか残らんですよ、今度1,200万円ほど……これ後また議案のときにも質問しますけれどね、これ流れを見たら大変な時代なんですよ。3年前には8,500万円ぐらいですか、あったんですよ。これから、じゃあ来年の平成24年度国保の会計はどうするかという、深刻な高齢社会を迎えてね、こういう特に国保は絶対ふえてくるんですよ。この財政の危機的な状況。それともう一つは今言いましたように、公共施設、公共財産が老朽化をしていくと。これ、第四次の総合計画の資料を見てみたらね、財政力のとこなんですがね、現在、これは、国保は平成20年3月31日現在の基金の金額ですよ。4億500万円ですよ。この資料を見ましてね、県内6町の平均がね、15億円です。そうですよね。若干この前から継ぎ足してもうちょっとこれふえておるとは思いますが、それで基金の県内の状況の資料を見てみましたが、財政基金とし

てはいろいろな形で似たような金額ですが、いろんな非常時に備えた基金をたくさん持っている町があるっていうこと。例えば合併しなかった阿武町さんでも16億円、当初合併しないときにあるという話を聞きましたが、それほとんどは全体として変わっていないんですけど、財政基金自身はそれぐらいじゃなくて、ほかの基金で全体で15億何ぼ。ほとんど同じ状況できているんですかね。この点はね、財政の運営をね、もっとね、シビアにやっていかんと、この高齢社会自身は支えられんのじゃないかっていう、特にもう国保は目の前で崖っぷちに立たされておるとい状況があると思うんですが、若干人口分析から先を見て財政の問題に私は目を向けて今回考えてみたんです。この点について、町長ちょっと考えを聞いてみたいと思うんです。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 少子高齢社会に対応する町の先ほどから対応についてですね、財政の面からやっぱりしっかりした将来をにらんだ財政力を持たないといけないじゃないかという話でございます。御指摘のとおりだと思います。これはもう財政を持続可能な行財政改革をやっていかなきゃいけないというのが最大の今テーマになっておりましたて、御指摘のような本町の財政状況、まさにもうこの四、五年、ある意味では危機的な状況を何とか少しずつ改善をさせていきながら今日に至っておるといのが現状だと思っております。後ほど国保の関係については総合政策課長のほうが答弁いたしますが、国保を含めて大変厳しい財政運営をしていかなきゃいけないと。これは本町は特に財政的なそういう基金の問題を含めてありますが、これはもう各市町村共通の課題でありますので、我々としてももしっかり知恵を出しながら対応していかなければいけないというふうに思っております。人口動態を踏まえたこれからの施策のあり方というのも十分検討していきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それでは御質問にお答えいたしたいと思っております。議員さんの御指摘のとおり国民健康保険への基金につきましては12月補正後の残高は40万円余りとなっております。ほぼ底を尽いた感じが現状でございます。この原因といたしまして、やはり医療給付費の増加ということもありますし、保険税収入もやはり被保険者の所得階層というのがやはり低いという現状がございますので、そのあたりを分析しますと出と入のバランスがとれなくなっている現状がございます。もう一つの町ではもう国保会計を維持するのが大変難しいという状況で午前中、町長申し上げましたように、国保の広域化という大きな問題がございます。国のほうで一時議論が進んでおりますが、現状としてはとまっている状況で先が見通せないという状況もございます。といいますものの、当面平成24年度の予算を平生町として組む必要がございますので、その辺につきましては当然保険税の見直しということも議論が上がってくると思っておりますし、もう一方では医療費の適正化ということで健診の受診者をふやし、疾病の早期発見、早期治療な

ど、基本的なことですが、そういうことも努めながら医療費の抑制ということも一方では必要かと思えます。いずれにしましても、私としては総論的なことしか言えませんが、その辺について努力していくつもりでございますのでよろしくお願いいたしたいと思えます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 高齢社会の先端を行く現象が国保に、私はあらわれておると思うんですよ。これから例えば保険税率の見直しをしたとしても、いわゆる年金暮らしの人が圧倒的にふえてくる。少々の手を入れても税収はふえないと、なかなか。医療費はふえていくと。これちょっと、後、対策のことは次の議案で質問しますが、高齢社会を念頭に置いた財政運営がもう遅れてきたんじゃないかという気を今回いろいろ人口分析を見て早くから少子高齢化社会と言われながら、そのうち進むだろう、だんだん進んでくる現象だという理解で本当に自分たちがそこにどっぴり入っておると意識が足りなかったんじゃないかということをも自分も反省も含めて思えますから、今回、この問題を取り上げたんです。

いずれにしても相当な基金をつくっていかないと、この高齢社会に耐えていられないのではないかと。例えば、もう一つ例を上げておきますと、これはわかっておられるから、例えば、下水道事業を見ましても、今回収入が減額をされております。いわゆるそのつなぐところはふえただろうと思うんですよね。ところが使用水量が減っておるとか、いろいろなことでその漁集のほうはまだ深刻だと思えます。完成しておるがこれから先収入はふえないと。施設は維持していかないといけないと。公共下水道のほうもそうです。施設は維持していかないといけないと。若干公共施設のほうはこれからつなぎをふやしていくという夢があるにしたって、いずれにせよ、今あるものは引き続いて税収は減っても維持していかねばならないわけです。例えば、町で税収全体が減ることは国の財政措置でね、若干の地方交付税のいわゆる基準財政収入額の減少ということですから援護がある、措置はあるとしても、一般的に自分たちで持ち出さなきゃいけないお金はつくっていかんといけんですよね。町単独の事業。これはこれから先、来年度予算私ほどの事業がどうとは言いませんけれども、やっぱりばらまきの要素の事業はもうやめていくという、決断が要るのではないかという気もするんですよ。まず、若干財政全体はもうちょっと続くかもしれませんが、これは深刻な事態だと思えますので、今回はそう意味じゃ警鐘を鳴らそうということが意味で、この問題を取り上げました。

次に行きます。町長の初めの答弁の中で出ましたように、協働のいわゆるまちづくり条例の話が出ました。この人口の問題を考えよったら、どうしてもこのまちづくりの問題が必要だということだと思ったら、ちょうど町のほうからこういう、まちづくり条例のいろんな出てきましたから、これに加えてやることにします。それで通告しておりますように、まず第1になぜ今まちづくり条例なのか。

2番目にまちづくり条例をつくったら行政運営は、その条例は行政運営でどのような役割を果たしていくのかと。

3番目、協働のまちづくりというのが盛んに言われておりますが、それはどのようなまちづくりなのか、御説明をお願いいたしたいと思うんです。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まちづくり条例の取り組みについて3点ございました。今それぞれこの通告書の17、18、19皆相互に関連をしておりますので前後しますけれども、それぞれ一括をして関連しておりますので答弁させていただきます。

まず最初に協働のまちづくりとはどういうまちづくりを目指しておるのか、そしてそのために条例、まちづくり条例を制定する。そしてその条例が行政運営上どういう役割を果たしていくのかということの順で述べさせていただきたいというふうに思っております。

本町ではこの協働のまちづくりについてはかなり早くから使ってきました。というのも地域の力発揮事業というのをですね、平成17年から取り組みましたが、当時から行政主導型から協働型へというような発想もありまして協働のまちづくりをやろうというようなことで当時から盛んに使ってきたというふうに思っております。そうした前提の中で改めてこの協働のまちづくりということについては、まちづくりそのものについてはお互いに町民同士が、あるいはまた町と町民と行政とがそれぞれ相互に連携・協力し、地域の公共的課題の解決に取り組んでいくことというふうに定義的にはなるかというふうに思いますが、それぞれのパートナーとしてお互いのその持っている特長、得意分野、知恵や経験、こういうものを生かしていきながら、行政を進めていくことによって、より住民にとって身近で、そうしてまたきめの細かい行政サービスが展開できるし、またそのことを通じて地域のお互いの連帯感、きずなというものが育まれていくというふうに思っております。そういうまちづくりを目指していきたいと思っております。

もともとこの先ほどから続いておりますように、少子高齢社会のだんだんこの集落的にもコミュニティをどう力が落ちていくのをカバーしていくのか。一方では財政状況が大変厳しい、あるいはまた地方分権ということで自主的、自立的な町政の運営をしていかなければいけないという中で、ここはやっぱりお互いにそういった、お互いの知恵と力を出してまちづくりに取り組んでいこうと。こういうことで今回の協働のまちづくりということが言われておるわけですが、やっぱりそれを一つは言われたとしたという背景は一つはその解決を平成の大合併と。合併によって一つのそういった問題を克服していけないだろうか。当時合併、それからもう一つは合併をしないで単独で身の丈にあったまちづくりを進めていこうということで両方あったと思いますが、それから六、七年たちますがいずれにしてもまだ地域においての地域の再生といえますか、お互いに地域の力をしっかり生かしていくまちづくりというのは、これは合併したところもそうでな

いところも共通して今求められていることに変わらない。そういうことで協働のまちづくりということが今こういうふうに言われているんだというふうに思っております。いずれにしても、こういった地域の再生を目指していくと。どうしても協働の、先ほど言いましたように、まちづくりを進めていかざるを得ない。こういうことになろうと思います。それを踏まえてじゃあ平生町としては今、このまちづくり条例というものをつくってその協働のまちづくりを進めていく町としての基本的な姿勢といいますか、決意といいますか、そういうものを目指していきたい。それも住民の皆さんと一緒に、町民の皆さんと一緒にですね、やっぱりつくり上げていく努力をしなければいけないというふうに思って、今、このスタートを切らせていただいております。

したがって、次の、今、なぜまちづくり条例か。一つは確かに総合計画の中で協働のまちづくりに対する理念、指針を共通理解のもとに策定をしていきます。だから、一つは総合計画に基づいてこのまちづくり条例を今、策定に入っておるということが一つであります。もう現実にはですね、町内見られてわかるように、各地域でそれぞれ主体的に積極的にいろんな公共的な課題解決に向けてもう取り組んでいただいております。いろんな地域の個人、グループ、たくさん自治会ございます。防犯や防災、そして青少年の健全育成、あるいは地域福祉、環境整備等々、それぞれの分野で今本当にもう既に頑張っていただいております。というのはたくさんあるわけですが、ぜひそういう方々、そういうまた目を大事に地域全体にやっぱりできるだけ広げていきたい。その契機になるように、このまちづくり条例がそういう一つの手段になっていけばいいなというふうに思っております。特に地域福祉計画を策定をいたしました。これも本当にこの地域に根ざして、地域の皆さんのやっぱりそういった地域の実情を踏まえた地域福祉政策。これはやっぱりそれを本当に進めていこうとすれば、それを進めていく地域の力をしっかり引き出していけるような仕組みというものが一方で求められるんだらうというふうに思います。そうした意味でその仕組みをつくっていくきっかけに、まずはこのまちづくり条例をしていきたいというふうに思っております。

3つ目には、先ほど言いましたが、平成17年から地域の力発揮事業というのをやってきました。これも本当にこの地域住民の皆さんの創意工夫によってそれぞれの事業提案をいただいて運営をしていく、してもらおうと。そのことに対して50万円を限度にハード、ソフトの事業について町が支援をするということで対応してきてまいりましたが、確かに30件を超える応募があったと思いますが、それぞれにそれなりの効果があったというふうに思いますが、どうしてもこの偏りといいますか、地域に偏ったり使われるグループが限定をされた。なかなか周知不足の点もあったかと思いますが、そういった貴重な経験がある意味では生かしていくと。貴重な経験と教訓を次につなげていきたいというようなこともありまして、このまちづくり条例につなげていきたいというふうに思っております。



当然そういった意味でまちづくり条例、行政運営でどのような役割を果たしていくのかということになるわけですが、条例ですから当然ここにまちづくりの基本理念をうたっていくことになりまして。行政と住民、それぞれの役割、責任。こういうものをしっかり協働のまちづくりの目指す方向としてこの中に明記をしていくということになると思いますが、当然条例ですから1条から始まって第何条までという、こう一つの行政文書になるわけですが、ただ単に理念や精神論だけに終わるということじゃなしに、先ほど言いましたように、これから本当に地域の皆さんがその活動をしていける、地域の力が発揮できるような仕組み、仕掛けをやっていく、その発端になるような平生町としての、らしさといいますか、そういうものがこの条例に埋め込んでいけるようにぜひしていきたいものだ。その過程での議論もそこら辺もしっかりやらしてもらおう。例えば、先ほど午前中も大きなこの課題といいますか、申し上げましたけれども、行政のこういった少子高齢社会を前提にした行政の果たす役割。これも特に職員を中心にしてしっかり地域に根差した職員の育成をしていくこと。あるいはまた、その力を発揮をしてもらうための地域の組織のあり方。地域組織、地域協議会、コミュニティのあり方、こういったものも十分検討していきたいし、公民館についても今までも申し上げておりますけれども、社会教育施設としての公民館にもう少し町民センター的な機能は持てないかと。こういったところの議論。これもぜひ深めていきたいと思っておりますし、住民が地域でやっぱりこの一つの事業の提案権なり、あるいはまた優先順位をどうしていくのか。その場合の権限をどこまで与えることができるのか。財源の問題も含めてですね、そういうことを議論をしながら、その総体として条例にまとまっていくようにですね、そういう具体的な文言が入る、入らないは別にしても、そういうまちづくりが進めていけるような条例にぜひしていきたいというのが、今、私自身思っておるところであります。したがって、この条例づくりっていうのはそれ自体が一つの目標といいますか、ゴールではありませんで、そのことを通じてそういったまちづくりができるような、一つのスタートだというふうに思っております。できるだけ多くの皆さんの英知を結集をしてこの条例の策定をしていきたいということで、またその作業を通じて地域のいろんなそれぞれの分野で頑張っておられるリーダーを発掘をしていく、あるいは養成をしていくということにつながっていけばというふうに思っているところでございます。そういった意味で大変大きな行政運営上にとっても役割を果たしていくことになるというふうに受けとめております。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 私はこの質問当初、地域づくりということで考えておったんです。これ9月19日の朝日新聞の社説なんです、これを読んでずっと今まで考えていたことに一つの回答が出たんです。例えば、先ほど行政報告の中で曾根の公民館まつりの話が町長の

ほうから報告をされました。地域づくりの拠点として公民館活動をいろいろやっていこうという意気込みで、各地で公民館まつりが行われます。しかし、送ってくる週の行事予定表を見ると所管は教育委員会なんです。全部教育委員会って書いているんです。町長部局の仕事じゃないんです。若干検討課題だという話もされましたがね、これ教育委員会が役割を果たしているかっていう社説の中ですが、この中でね、ひとつ参考になったのは「教育委員会は教育行政に集中をさせて、社会教育活動はもう行政の地域づくりに放してしまえとまでは言わないが、しまったらどうか」と。そして、そういった実際にやっている自治体があるという。これね、ここに出てくるところはね、出雲市と金沢市です。ぜひこれは研修にも行ってみたいなと思うんですが、そうして地域づくりの拠点を公民館に置いたら教育行政とは離してちゃんと町長部局でちゃんとした地域づくりをつくっていったらいいという考えになって、まちづくり条例をされるというから、そういった構想でやられるのではないかって期待をしていたら、こういうものが出てきたんですよ。この前、総務厚生委員会の配られた、この前学習しました。これは話が違うんじゃないかというふうに私は思い始めたんです。

ですからね、この質問の順番でいきますよ、なぜ今まちづくり条例かっていうことなんですけどね、私たちの町は2年前に地域福祉計画をつくるために地域の懇談会をやって長い職員さんの努力をして福祉計画をつくってきました。そのあとまた重複するように第四次総合計画をつくるためにいろんなことをしてまいりました。また今度は同じことをしようというように私にはそれしか映らないんですよ。どうして今まちづくり条例なのかと。いわゆる町の政策というのは、私は基本的には公選職である町長、議会、こういったもののいろんな政策形成、意思決定に基づいて執行部の皆さんが住民とともに一緒にやっていくと。その意思決定に当たっては、いろんな住民の協力を得ていくのは当然なことで、職員の皆さんが地域にしっかりと根差した政策を準備をするというのも、意思決定をするための準備をするというのも、当然な活動だと思うんですよ。それで意思決定は、地域づくりは進むんじゃないですか。そういう点では地方自治の原点に戻ると。それを私は町の政策の意思決定の過程だと思うんです。総論ですからね。でもそれは原点ですから私は守られるべきだと思うんです。そうすると、まずこの原点に立つならば来年の12月の議会に条例を出されるという話です。町長の任期はその時点からあと2年です。いわゆる公選職がいろんな振りかざしてつくった政策が自分の任期はあとそれで。あと実際にそれで縛られるかどうかというのは、公選職と政治の世界とは違うんですよ。そういう点じゃ、今まで地域福祉計画をつくった、総合計画をつくった。じゃあ、その中で本当にもう実際には具体的なまちづくりのための条例ができてええんじゃないですか。先ほど言った地域を中心にしっかりとこういう地域づくりをつくりたいという、私はそういう条例を望んでおったんですがね。これは、まちづくりの条例でね、防府市と山口市の条例を見ました。防府市は自治基本条例で市議会も入っ

ていますから、こちらの型じゃなくて、山口市の協働のまちづくり条例と。これ県立大学の先生の坂本先生の援助もあるから、多分こちらにいくと思うんですよ。読んでみましたがね、それは確かに町長言われたとおり、条例としての文章だけですよ。

このプロセスが大事だって言われるなら、地域福祉計画までつくってきたじゃないかと。総合計画もつくってきたじゃないかと。もう動くべき時期ですよと。私はそう言いたいんですけどね。だから、どうして今の時期かということについて、そういうちょっと私は疑問を持っておりというんで、やりとりを試みたんです。

2点目、まちづくり条例が行政運営でどのような役割を果たすかということなんですが、これにはね、この条例ではね、山口のこれを見た。これ、条例をつくって終わりですよ。これじゃまちづくりには生きませんよ。私は先ほど言いましたように、足を使って皆さんと話をしてみちづくりの素案をつくって、その条例をつくるというのがまちづくり条例と私は思うんです。このためのこういう総論のまちづくりをつくるって自身自身が本当に地域づくりになっていくのかと山口市の条例を見て思うんですがね。私はいわゆる何とか計画、何とか計画というようにつくったと。それで、何かのお題目にまちづくり条例に基づいてというように使われるだけの文書になっていくんじゃないかという危惧を持っております。

3点目、協働のまちづくりについて。これが私はね、一番今回疑問に思っているところなんです。これについては随分といろいろ調べてみました。山口市の協働のまちづくり、協働の定義は市民とし、または市民同士が相互に相手の特性を理解及び尊重し、共通の目的に向かい責任及び役割分担を明確にし、ともに取り組むことをいうと。よく理解できません。

防府市は、協働は市民と市議会及び市長等がそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、お互いを尊重し協力して取り組むことをいいますと。これも何かよくわからない。それで、この前の坂本先生の中に協働とは何かというテーマがございました。それも大体似たような地域住民、地域団体、町民、町域団体、行政、社協等まちづくりの主体がそれぞれの役割を担い、協力して私たちの幸せを支える地域社会をつくる営みと。これもよく理解できない。

それでね、いろいろ見てたんですがね、全国町村会の政策の主要なメンバーである大森彌さんという方がおられるんですがね、この方が平成20年に出した本の中にね、協働の促進と行政サービスの変革というテーマでね、協働についてね、第一に協働とは、地域における共通問題に住民が協力して取り組もうとするときに、行政が支援、積極的に評価、激励、助力することであって、行政の活動に住民を協力させることではないと。

2点目、協働という場合は、住民自治の充実と一緒に進められるべき視点であって、行政がいろいろ言うんじゃないかと、説得をしてやりなさいよと。しかし、その結果何が出るかっていうと、その理解、納得、尊重といった協調関係のイメージをつくっているため、これを進めればものわ

かりのよい協力的な住民がふえるという勘違いをしやすい。こう書いてある。

3点目、まずそれ行政サービスのこれまでの、これはちょっと考えるんですがね、協働とはこれまでの行政に住民サービスのあり方を問い直す動きだと。住民サービスは正規に雇われた職員に給料を払ってその人たちからしてもらるのが当たり前だと今までの観念があったかもしれないが、これはちいと変わっていくのかもしれないという、かという期待が3点目に上げとってんですよ。そうしてね、3年後にね、民主党政権になってきて、これ書きかえとってんです。協働ということ、いわゆるコラボレーションですよ、よくいうコラボレーション。コーポレーションともいうみたいですがね。まあコラボレーションですよ。いわゆる対等な関係なんですよ。住民と行政が本当に対等になれるかどうかという問題を提議して、3年後の本です。そうして最後の結論は、協働という関係が本当につくっていただけるのだろうかという疑問で、協働が可能かということで、疑問で終わっているんですよ。最後この「果たして住民は行政と協働しなければならないのか」とまで書いてるんです。

私はね、なぜこういう具合に言うかということ、先ほど意思決定の過程のことを言いました。今回いよいよ原点に帰ろうと思ひましてね、職員の皆さん方はね、採用されたときに宣誓をされるんですよ。地方公務員になるためには宣誓をしなければならいんです。町の条例にあるんです、宣誓をしなさいという条例が。平生町職員のサービスの宣言に関する条例というのが条例にあるんですよ。地方公務員法に基づいてこの宣誓をしなければ職務についてはいけんということで宣誓をされるんですよ。この宣誓の文書をですよ、「私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います」これは職員の皆さん覚えがあつてでしょうが。「私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを誓います」と誓って公務について給料をもらっているんですよ。ここの違いなんですよ。給料をもらってやっているんですよ。協働の関係ってというのはね、片一方は給料をもらう人、片一方はそうでない人なんですよ。坂本先生は押しつけじゃないかっていう反発があるっていう話をしておられます。ここが本質だと思うんですよ。本来、地方公務員としてしっかりと住民の足の中へ運んで全体の奉仕者として仕事をするっていうのは本来の職務じゃないですか。協働っていう関係が本当に成り立つのかどうか。先ほど書いた文書のように少しもイメージがわかんのですがね、どういうイメージか。もう一遍具体的にどのぐらいの形が違うイメージなのか、協働なのか言っていたきたいと思うんです。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 最初の前段で地方自治の原点というものをしっかり踏まえて、あるいは住民自治ということを踏まえて対応しなきゃいけないというお話がございました。まちづくり

条例といわゆる住民自治、地方自治、住民が主役であるという一つの地方自治なり、あるいは住民みずからの責任において対応していかなくゃいけない、住民自治の原則。こういうものを踏まえた上で、今言うこのまちづくり条例っていうのは、私はそういう意味でこういった住民自治の原則を補完するものだというふうに、私は理解をいたしております。だから、条例そのものでございますが、これは今あったように総論的な精神論に終わらないような条例にぜひしていきたいというのが、今、私が要請をしておるところで、今からそこら辺の議論はしっかりやっていきたいというふうに思っております。

それから、協働のまちづくりでございますが、もちろん先ほども言いましたように、行政として大変こういう置かれておる現状の中でできるだけ住民の声、住民の発案、プロポーザルと。こういうものをしっかり受けとめてやっていかなければいけないし、そのためにはやっぱりそういう一つのお互いにそれを吸収していく、当然場も必要であります。そういうものも今までいろんな形で取り組みを進めてきておりまして、もうある意味ではそれらは言ってみれば協働のまちづくりの一貫として、私は今回の地域福祉計画にしてもそうですけれども、みんなが参加をする中でいるなまた知恵を出してもらおう。地域でできることは地域でやっぺいこうと。こういうことで、今、取り組んでいただいております。そこら辺から行政として果たしていかなければいけない役割はおのずから当然あるわけでございますから、それはそれとして受けとめて、行政の側もしっかり意識をそこに置いて、職員も意識改革をやりながら課題解決に向けて汗をかいていこうと。こういうことで、今、協働のまちづくりということをイメージさせていただいております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 最近の新聞です。いわゆる東日本大震災でまちづくりを一からやり直さないといけないというところや、福島で除染をどうしていくかという町ぐるみの運動というのが新聞に載っております。岩手県の高台に行くか、行かんかとか。除染をだれがどうするかとか。みんな住民参加でひざを交えてやったニュースがあります。

また、私は本屋で立ち読みをしたんですが、夕張市の市長さん、元東京都の職員、東京都の職員の方がまだ職員時代に、いわゆる財政再建じゃなくて、財政再生計画をつくる、二段目の計画をつくる時に長期間にわたってまちを1戸1戸歩いて、若いみんなと一緒に隣のよその応援も得て、まちづくりの基本をどうしたらええかということで政策づくりをされた経験を読みました。

また、最近ではこれは近いところですが、岩国市で例えば三瀬川いわゆる周東町の奥のほうの、あんな大変な地域が何箇所か設定して、そこに職員を派遣して1軒、1軒歩いてその地域をどうしたらええかという政策づくりをするニュースも読みました。しかし、その新聞の中にはそれが協働だという表現は一つもないんですよ。これは私が、職員が全体の奉仕者としてお金をもらって職員の皆さんが本当に地域政策をつくっていくときの、私はスタンスだと思うんですよ。一緒

につくっていく住民自治の姿だと思うんです。協働じゃなくて。

それで、この中でも、これ除染の、初めですが、市民との連携を掲げる自治体もありますと。一応これは共用って書いてある。共用は可能なのかっていう具合に、文章になってるんですよね。

私はね、ちょっと協働、協働っていう具合にいうのはね、先ほど言った便利な人間が云々というように、2番目に当てはまらんようによく努力していってもらいたい。本当にまちづくりをするものにつくってってもらいたい。

それで一つ提案をしておきますがね、先ほど言いました教育委員会の職務の問題ですが、公民館単位を地域づくりの拠点とするなら、教育委員会からこの仕事を外して、地域づくりの拠点ということでちゃんとした条例をつくりかえる。またそのための教育行政との関係を精査をしてみる。この作業をぜひやっていただいて、そういった地域づくり。その条例なら大いに議論したいんですよ。そういったまちづくりを進めていただきたいと思います。

最後にね、これ余り好きじゃないかもしれませんがね、協働のまちづくりを行政で一番先に公用語にしたのが北海道のニセコ町です、御存じのように。それがこの町が去年の3月ですか、10年の3月の定例会でニセコ町まちづくり基本条例にあった協働という言葉が削除してられるんですよ、条例改正で。このニュースも載っております。参考にさせていただきたいと思います。答弁を。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ありました、公民館の位置づけ、その機能のあり方についてはしっかりこの条例策定の中でも議論の対象にしておりますので、十分そこら辺での意見も踏まえて議論をさせていただきたいと思います。

.....  
議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後2時15分からいたします。

午後1時59分休憩

.....  
午後2時15分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） ちょっと、町長に質問したいと思います。

1つとして、平生町の財政の状況及び計画について。朝ほど町長も行政報告で述べられましたけど、新聞紙上で県内19市町の2010年度決算で財政の健全度の4指標であらわす健全化判断比率が発表されましたが、新聞紙上で我が町平生町がほとんどの新聞で一番目立っていました。一応こういう文章で、平生町だけが2度ほど名前書いてありましたので、それで一応平生町も前

年度より努力及び改善されましたが、結果的には実質公債費比率18.7%、前年度減の0.8%ですが、それで県内平均が一応12.5%です。それと将来負担比率が190.9%で前年度の8.1%減、それで県内平均が95.5%、平生町の半分です。どちらも我が町平生町は、県内19市町で最も高い数値であります。それで、町長に次の4点をお聞きしますので、具体的に答弁をお願いいたします。

1つとして、地方債発行の許可団体について。前年度は4団体だったが、今回は平生町だけが、地方債の発行に知事の許可が必要な18%を超える許可団体になっています。平生町を代表して意見をお聞かせください。

そして2つとして、実質公債費比率について。実質公債費比率は自治体の収入に対する負債返済の割合を示すもので、15%以下が望ましいとされていますが、本町は18.7%と高く、現在は今後の財務の見通しを示した適正化計画に基づき、財政健全化に取り組んでいますとありますが、国や県の絡みもあると思いますけど、どのようにして何年後に15%になるのか。

それと3つ目として、平生町負担比率について。将来負担比率は将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、本町は190.9%、県内平均の倍です。今後の改善見通し、または考えをお聞かせください。

4つ目として、歳出は行政を運営するには必要なものばかりだと思いますけど、委託料、補助金、交付金、負担金らを、今述べました1、2、3を改善するために、再度見直す考えはないのか。また、それが有効に活用されているのか、毎年度検証をされているのか考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 財政状況に関連をして4点の御質問でございます。順次お答えをしたいと思います。総論的に確かにきょうも先ほどから議論がございましたように、財政状況、本町の状況については、大変厳しいことには変わりはありません。ただ、その中できちっと再建に向けての、あるいはまた持続可能な財政基盤、こういうものの構築に努めるべく、年々我々も努力をさせていただいております。

先般も皆さんにお配りをたしかしたと思いますが、22年度の決算の監査意見書にもありましたように、財政基金残高の増加や決算収支や各種財政指標などの各数値からは、行政改革大綱などをベースとして、財政健全化に向けた取り組みの成果により、財政状況が少しずつ改善の方向にあることがうかがわれるということで、一定の評価をいただいております。引き続き、しっかりこの意見書を踏まえて、対応して頑張っていきたいというふうに思っております。

そこで、まず地方債の許可団体でございます。国のほうはずっと許可制、地方債については許

可制をとっておりましたが、今、事前協議制ということで移行してまいりました。そこで地方公共団体において地方債を発行する場合、特に市町村の場合は都道府県知事に協議をしなければいけないということになっておりまして、その際、実質公債費比率が御指摘のように18%未満であれば知事から同意をいただくと、それ以上でありますから許可を受けなさいいけない。その際に、公債費の負担適正化計画の策定ということが当然ついてくるわけでございまして、これも今平生町としては県を、毎年県を通じて、国に出していくということになるろうと思っております。平成18年度の決算で実質公債費比率が18.8%ということになりまして、それ以降この決算において許可団体ということになっております。

今、平成22年度で御指摘のように、18.7%、とにかく今早期にこの許可団体から平生町も脱却をしたい。そのためには、新規発行債を元金償還額より絶対下回らす、起債制限を自主的に今実施をしております、それを超えて借金をするようなことだけはすまいということに、今いたしておるわけでございまして、この18%ラインにつきましては、恐らく23年度、今年度の決算で18%、それから24年度で18%来年度で下回って17.3%、25年度で16.4%という形で今推計をさせていただいております。

それから、実質公債費比率につきましてでございますが、これは15%以下が望ましいというふうに言われております。この15%以下っていうのは決まっておるわけではございませんで、県内の6町の平均、今、周防大島町、和木町、上関町、田布施、阿武、平生、この6町の平均が15%ということで、せめてこの6町平均分ぐらいは持っていかなきゃいけないと、こういうことで15%というふうに、今設定をさせていただいております。

したがって、今申し上げましたように24年度で18%を切って、15%を切るのは、平成28年度において15%以下になるということの今試算を出しております。年々これからずっと低減をしていきます。当面は今申し上げましたように、18%、特にとにかく脱却をしたいということで、健全財政の運営に努めていきたいというふうに思っております。

それから将来負担率でございます。これも実は最初に始まったときは、御承知のようにこれは200、平成19年度には225%ありました。今ずっと200を切って190に入ってきてまして、今、地方債残高も、今年度末で60億円程度に落ちてくるというふうに思っております、来年度24年度には57億円台に下がっていくだろうというふうに思っております。

この新規発行債については、交付税措置がある地方債を優先するなど、発行総額を償還元金以内になるように管理をしていって、この数値を下げていきたいというふうに思っております。ということで、引き続き努力をしていきたいと思っております。

それから、歳出の見直し、検証について、委託料、補助金、交付金、負担金等。今、第五次の行革大綱そのの実実施計画において、こういった事務事業の整理合理化の中で、補助金等の見直し



を实践項目として掲げております。各種団体の補助金等についても、団体ではなしに事業実態を踏まえて、見直しをしていこうということが大前提になっております。それを踏まえた上で委託料、補助金、交付金、負担金、毎年度当初予算の査定の際に、それぞれの有効性なり妥当性、こういうものを直接それぞれの担当課からヒアリングいたしまして、精査の上、予算の査定、決定をさせていただいておるといふ状況でございます。引き続き、こうした十分中身については、精査をしていきたいというふうを考えております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） それでは一応1番の地方債発行については、24年度クリアするようなこと言われましたけど、それで2番のほうの実質公債費比率ですか、これ単純に今町長も言われてたように、19年が19.2%ですね。それでそれから19.6、19.5、18.7とそれで3年間で単純に計算したら0.5%減つとるんですよ、3年間で、単純に計算ですよ、計算で、3年で単純に0.5、それを今度は15にするには極端に言うたら22年かかるんですよ、ごめんなさい、22.2年か、要するに18.7から15を引いたら3.7%ですよ。3.7%減らさんにやいかんのですね、15%平均いくのに。

それと県内の平均にするのには、30何年かかるんですよ、計算上。それでこれについて単純に今、二、三年後にはこういうようになりますと言われましたけど、この実質公債比率も上がったたり下がったり、上がったたり下がったりしとるんですよ。それで3年間、今までの実績では3年間で0.5。それでこれを3.7%下げて15%ですか。それで12.5%の県平均するには7.幾ら下げんにやいかんですよ。その場合はもう30何年かかるんですよ、計算したら。

それで、だからその考えを再度ちょっと聞きたいのと、それで3番目の将来負担比率についてもそうなんです。町長が述べられたように19年が214.5、それでずっと今下がって190.9、一応3年で、3年で23.6%下がとんですよ、3年間で。これも県平均の半分に持っていこうと思うたらあと12年かかるんですよ。単純な計算で12年。計算どおり恐らく物事はいかないと思いますけど、これに対しても再度、もう一度聞きたいと思います。

それと4番目の歳出見直し検証について。一応委託料がありますよね、それでこの委託料はすべて随意契約かまたは競争入札かちょっとお聞かせください。よろしく申し上げます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 実質公債費比率について、この減少の率で計算すると、大分かかるんじゃないかということでございます。年によって、平均の3カ年をとっていきますから、決してこの年だけよくなったけ、パーンとよくなるというようなことにはなりませんけれども、ただ今までそういう努力をしてきた経緯がございますので、それぞれ幅があって単純にこの幅で計算どおりをしていくということにはなりません。もっとたくさん落とせる、落としていくことに、た

くさんというのは幅が広くですね、1%近く下げられるケースも出てくるというふうに思っております。そこら辺は今申し上げました、できるだけ新規発行抑制をしていくという基本方針で進めていっておりますので、何とかクリアしていきたい。

それから、将来負担率につきましても、これも金額的にも相当な金額抱えておりましたが、何とかできるだけ早く50億円台に、当面は50億円台に落としていこうということで今努力をいたしておりますので、ここはかなりこれからよほど突発的なあれが出てくれば別ですけども、計画的に財政運営をしていきたいというふうに考えております。

委託料の関係はいろんなケースがあると思うんですが、総合政策のほうから答弁をさせたいと思います。

議長（福田 洋明君） 角田総合政策課長。

総合政策課長（角田 光弘君） それではお答えいたしたいと思います。

委託料につきまして、随意契約か競争入札かということでございますが、まず業務内容によって随意契約する場合と一般競争入札、指名競争入札する場合がございます。例えば、随意契約につきましては、明らかに経費が節減できるであろうという場合とか、当然その原則として財務規則であったり地方自治法の施行令、それに基づきましてそういう判断をした上で随意契約をしておりますし、また建設課関係の例えば設計なんかの業務委託につきましては、当然競争入札をしておるという状況でございます。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） はい、わかりました。一応頑張ってください。

それともう一つ、3番目をちょっと聞きたいんですけど、将来負担比率について。これ先ほど述べたように、これ将来の借金ですよ。だから将来の借金は負担及び水道料金など高い町には、若い人は定住しないと思います、極端に言ったら。平生町も急速な少子化、高齢化社会になってくると思われますので、常に県内平均値以下を目標に一層努力をお願いします。これも少子化、だんだん高齢化になっていきますので、時間がないと思いますので、新聞紙上で県内平均以下ということを示さないと、若い人も定住、恐らく借金が多い町には行かんぞという話になると思いますので、一層の努力よろしくお願いいいたします。

それと4番目の歳出見直しについてなんですけど、補助金や交付金、負担金などで平生町は活性化しているのか。私が平生町に来て40数年になりますけど、昔は何かものすごい活気があったような気がします。だから、何でもかんでもカットするものじゃなく、やっぱり必要なところにはどんどん金を出して、平生町を元気にしてもらいたいと思います。それで、朝ほど細田議員も述べられたように、秋の陣でもいろいろあのころは本当、子供、大人、三世代、みんな楽しそうに参加されておりました。

だから、単純にもう収入がないからというて、もう何でもかんでもカットするんじゃないし、そういう行政というか、住民がみんな喜んで元気な町をつくる財政にしては、どんどんカットしないで、そういう行事をどんどん活発にしてもらいたいと思います。これについて、町長、考えお聞かせください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） おっしゃるとおりでございます、とにかく町のばらまきというさっき話がありました。ばらまきか全部一律カットかというような選択ではなしに、やっぱりまず補助金等についても個々の中身を見て、本当にこの地域での活動等、活動実態に着目をしてここは出すものは出していこうと、必要なものについてはそういうふうに配分をしていかなきゃいけないと、限られた財政の中ですから優先順位なり、あるいはまた何を本当に今必要とされておるのか、地域の要望等もしっかり踏まえて、いってみればメリ張りがあるように、これからも財政の予算査定を含めて努力をしていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 第四次平生町総合計画について、「きずな」ということで一応町長のお考えを聞きたいと思います。町長、先ほどから言われていますように、「住民同士が互いに支え合い、助け合いながら地域や町の将来を見つめ、ともに進んでいく姿と世代や地域を超えて交流をする姿をあらわしています」と言われていましたけど、言葉、表現が悪いけど、住民同士がばらばらになり、家族的になり、地域で小さな交流になってきて、それらが仲良しグループになり、個々に小さな舞台で交流を及び活動をしているように思えるが、住民同士が互いに支え合い、助け合い、地域を超えて交流と言われるような、横のつながりがなくなってきているのが現状であると思います。

これらを考えると平生町の将来が不安になるが、「きずな」で元気な平生を目指すなら、各地域の仲良しグループや地域を超えて手をつなぎ、平生町の大きなグループになり、町民がいつでも気軽に参加できる、大きな舞台で交流できるような環境づくりを、早急に取り組んでいかなければいけないと思っています。横のつながりも大事なきずなと思いますが、我が町では縦のつながり、きずなはできていると思います。

それに「きずな」については町民からちょっと手紙が来ましたので、町長これ参考にしてください。ちょっと読んでみますので。平成23年11月27日付で一応来ています。「第四次平生町総合計画と一部の自治会ではギャップがあり、『人とまち「きずな」でつなぐ元気な平生』にはとても追従できない現状があります。各自治会の中では公民館まつり、婦人会の支配によるイベント、ファミリースポーツレクリエーション大会や児童の多いところでは幼稚園、各保育園での運動会などと、町民の参加による活発な活動をする自治会もあります。ところが、私たちの自

治会は61歳の高齢者が33%もいて、清掃活動もしない、避難訓練もしない、各種イベントも参加しない、ファミリースポーツにも参加しない、中には敬老会にも参加しないなどと、なんなんの自治会となっていて、いわゆる反きずなとなっています。それで行政協力員会議の結果報告にしても、現在に至ってまで、これも自治会での現在に至って報告もなしに、現在に至っているということで、これも自治会内の反きずなのです。私たちの得る情報は、平生町議会だよりと平生町の広報の「ひらお」のみであります。そこで提案があります。きずなを強化するために、自治会会長には広報ひらおなどの配布だけにとどめず、役場の研修や教育をして、地域の町会議員さんと一緒になって、自治会活動を円滑に推進するように改革されてはいかがでしょうか。例えば、自治会会長さんと地域の町会議員さんは、年に1度のファミリースポーツレクリエーション大会には、高齢者に体調がよければ必ず参加しようなどと呼びかけ、容易にできればきずなは成功なのです。」こういう一応、大分省きましたけど、こういう文書がきています。これに対して町長、お答えよろしく申し上げます。「きずな」について、よろしく申し上げます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 「きずなでつなぐ元気なまち平生」ということで、今「きずな」ということが一つの大きな連帯感を象徴する言葉として、位置づけをしているわけですが、御指摘のように横の一つのつながりをもってやるようにということですが、まずその横を広げる前に、まず足元の、今の話だと自治会での活動の活性化というものが、やっぱり求められているんだろうと思います。

これ、結構自治会のあり方、それぞれ各地域において、会長さんのところもかなりの多くのところが1年交代でやっておられるところもありまして、そのうまく連携がとれて引き継ぎがなされて対応できるところと、そうでないところと、いろんなでこぼこがあったり、いろんなやっぱりその地域で自治会の特徴、特色、そういうもの生かしてやっておられるところと、余りこの活動が見えないところと、いろいろやっぱり地域によってあります。

当然、我々も行政協力員会議等を開催をするときに、しっかり町としてこういう形で行政協力員との連携を大事にして、しっかり地域の皆さんパイプ役としての役割というもの、しっかり期待をしておりますよ、町としてもこういう自治会活動の支援をしておりますと、そのことについてはどうぞ十分周知をいただいて活用してほしいというようなことで、一緒にそれぞれのでこぼこがなくなるような取り組みを喚起するように、今、今日まで我々も取り組んでまいりました。今回は率直に、もう皆さんからもいろんな逆に意見をいただこうということで、アンケート調査やらせていただきまして、いろんな地区の実情等についても御意見等いただいております。

要望については、すぐやっぱり対応するように今指示をしておりますけれども、やっぱりまたそれを踏まえて、きょう今ありましたような手紙の趣旨等も踏まえて、これからどういう形でこ

の辺の具体的な支援、あるいはまた「きずな」のまちづくりができるのか、参考にさせていただきながら、検討していきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） そういうことで、一応把握はしているんですね。ということで、やはり何事もやるにはスタートライン、土台がしっかりしておかないとだめなんです。途中からやったらもうがたがたになりますので。

それと、考えもやっぱり180度変えなければいけないと思いますし、それに対しては新しい人材をやはりどんどん入れなければいけないと思います。だから、そういう新しい人材を1人でも多く入れて、新鮮な意見を聞くっていうのも一つのきずなだと思います。

それともう一つ、こういういろいろな話を聞くのにその第四次計画、こういう「ひらお」載っています。載っていますが、皆さん言うのは第三次のこの前言われた、町長、第三次に対しては、まああの成功のようなこと言われましたけど、それは目に見えないと言うんですね。だからそういうのもこういう「ひらお」に書いてそういう第三次の成果を書くのも、住民と行政のきずななんです。もうこれしか頼れない人もおるんですから、そういうのをやはり今からの計画じゃなしに、今までで3年、第三次計画こうやって、それでこういう成果がありましたと、そういう書くのも一つのきずなで、住民がそういうふうに求められている本当のきずなだと思います。これに関して対して町長、お答え、これで質問終わりますので簡単にお答えください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今ずっと連載で第四次総合計画の中身について、町民の皆さんにお知らせをしておりますが、当然第三次の総括というものもした上で、今回の第四次にかかっておりますし、いろんな第三次のときも皆さんにお知らせをさせていただいておりますので、その辺の総括がどうだったかちょっと調べてみて、また御意見として十分承ってきたいというふうに思っております。

.....

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） それでは、通告書に従って質問させていただきます。

平生町の人口は、平成22年9月から平成23年9月までの1年間で99人減っております。9月30日現在の住民基本台帳では、1万2,996人となりました。高齢化も進んでおります。このような現状から平生町が将来にわたって持続可能な地域社会を構築するためには、人口定住促進対策は重要な課題であると考えております。

また、世の中の流れでは産業の空洞化のため、都会でも就職ができない若者、東日本大震災のため家を離れた方、定年退職で第二の人生を考えている方などがふえてきておると思います。

この方たちを受け入れ、平生町の人口減少に歯どめをかけ、町の活性化を図るべきであると考えますが、平生町ではUJIターン者を受け入れる体制は整っているのでしょうか。空き家バンクが開設され、平生町のホームページでも物件情報が見られるようにはなっていますが、物件情報ゼロ件という現状であります。もっと地域の魅力をPRし、移住希望者を受け入れる仕組みを整えなければならないのではないのでしょうか。平生町が今後、どのようにUJIターン者受入体制をつくっていくのかをお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 御指摘のように人口が減少傾向の中で、人口の定住促進をどう図っていくか。これは先ほどからの議論も皆関連をしまいでありますけれども、大変大事な視点でございまして、特に団塊の世代が定年退職を迎える、こうした受け皿的なもの、あるいは若い人たちが本当にこの田舎に移住をしてくる、その田舎の魅力をどう我々も発揮をしていけるかと、今質問の中にもありましたように、まずは総合計画で示しておりますように、平生町の魅力をどう我々が、我々自身が発見を、発信をしていけるかと、地域のよさというものを改めて我々も再発見をしていかなければいけないというふうに思っております、平生町の場合は今、平生ファン倶楽部というのを持っておりますが、これもぜひ町外に居住をされている方々に、平生との関係のある方がおられるわけですから、本町の魅力というものをしっかりアピールする、またはその魅力づくりを我々自身がやっぱりしっかり取り組んでいくことが、まず大前提だというふうに思っております。

その上に立って、平生町に移り住んでみようと、あるいはまた平生でそれを受け皿とすべき就業の部分での受け皿、こういうものも考えていかなきゃいけない、ということで我々としても今農業の分野では、新規就農者の受け皿ということも今対応させていただいておりますが、UJIターン者を受け入れの体制はどうかと、受け入れ体制はどうかということでございますが、十分、さあ、いらっしゃい、という体制にはなっていないと率直に思います。

むしろ、それよりかどんどん相談がくるような、平生に行きたいがどうだろうかというふうに言ってもらえる段階にまずいけるように、我々もしっかりその前段の作業、施策というものを積み上げていかなければいけないというふうに思っております、ファン倶楽部の活性化等も考えていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） ファン倶楽部の活性化と平生町の魅力をPRしていきたいという、町長の御答弁だったと思うんですが、周辺の自治体でいろいろやられてるんで、それが私も気になって平生町ではどうかということで質問させていただいたんですが、まず周南市のほうでは「里の案内人」という、こういうのをつくってますよね。こういう移住してくるにしても、や

っぱりよその人が来ると、空き家があっても仏壇があって貸さないとか、いろんな事情で貸したくないという、夏休みに帰ってくるから使うとか、そういうのがあるとは思いますが、そういうの間に入ってクッションになってやってもらう、そういうサポーター的な方が必要になってくるんじゃないかなとは思っています。

あと、平生町の魅力をPRしなきゃいけないという、町長も御答弁ありましたけど、空き家バンクのどこをクリックすると、何か情報しか出てこないんですよね、空き家バンクの。平生町に住みたい、本当にUターンしてもう来た人がいると思うんですよ、そういう人たちの生の声を載っけておくと、ああ、定住するところこういうふうな町なんだっていうのが、わかりやすいと思うんですよ。そういうのも載ってない。

だから、UJIターン、もうしてきた人たちの生活情報とか魅力とか、例えば私が、私、Iターン者なんですけど、こっちの言葉が独特で最初戸惑ったんですね。ぶちや、わやや、せんないとか、えらいとか、おお、すごい、ちょっと独特だなあっていうのを。そういうのも載せてあげて、こっちにハードルを下げてあげる必要は絶対あると思います。

あと、この里の案内人の中でも、そういう案内人の方が決められたら、その後に空き家を改修して交流体験住宅っていうのをつくってるんですね。だから平生町もそういう案内人の方を指定してもらって、その中で、もしそういう空き家を町のために、交流居住体験モデルというのに、貸し出してくれるっていう人がいるかもしれませんので、そういうふうなのをやっていったらいいんじゃないかと私は思います。

あと、一番住むところが見つかって、幾らPRしても、雇用がなければ定住には至りませんので、雇用に関しては産業の空洞化ということで、なかなか難しい面があるとは思いますが、私、周防大島の島スクエアというのに少し通わせてもらったんですが、地域には使われてない資源がいっぱいあるわけですね。それを6次産業とか新しい発想で地域おこしをしていく、それらを掘り起こして起業を考えて、定住に結びつけていくという感じだったと思います。だから、そういうのも平生町のほうで何か考えて、うまく取り入れたらいいかなと思っておるんですが。済みません。以上、3点なんですけど、既存の情報提供サイト、空き家バンクのほうの改善、あと案内役の育成、あとUJIターン者への雇用対策という点について3点なんですけど、どうされるのか、ちょっと具体的にあったらお聞かせください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 具体的にこれやってみたいと思いますというのが、今あるわけではございませんで大変申しわけないと思いますが、ただ情報サイトの例の空き家バンク情報等について、もうちょっと付加価値をつけて対応していくというのは、これは一つの提案として我々も検討させていただきたいというように思っております。

それから、いろんな産業空洞化あるいはまた雇用対策に関連をして、地域での潜在力を発揮ができるような町おこしの方策はないかということで、いろんな取り組みといいますか、経験をされた方とかがおられると思います。そういったものを、いろんな我々も情報のネットワークでしっかりそういうものを把握をしながら、どういったものができるのか、対応については十分、サポーターをというさっきのお話にもありましたが、担当課のほうでも十分今のところ、そうたくさんあれば専属のサポーターを、あるいはまた専属のそういうリーダーといいますか、そういう方をお願いをするというんですが、まだ当面は町のほうでも対応できますんで、一緒にそれこそ汗を流してまちづくりに取り組んでいく町の職員もおりますから、ぜひ連絡をまたいただきたいし、また町としても今のいわゆるこのまちづくり条例等もやって、策定作業進めておりますけれども、こういう策定作業通じてまた地域のまちづくりのリーダー等も、ぜひ養成をしていきたいというふうに思っておりますので、うまくそういうものが連携がとれて関連がとれていくような形に、ぜひしていきたいというふうに願っております。

議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

議員（1番 松本 武士君） まちづくり条例の中でそういうふうに、そういうリーダーを決めていくという感じなのかなと私は感じました。何の形にせよ、少子高齢化を防ぐにはもう町内だけというわけではなくて、もう全国から人を、来てもらえる人には来てもらって受け入れてもらわないと、歯どめはかからないのかなと私は感じております。

それで、最後にちょっと御提案というかあれなんですけど、UJ Iターンのきっかけとして、平生町を知ってもらっていうきっかけが必要だと思うんですね。それで大きなイベントを考えたほうがいいと思うんですけど、特に、今、来年は岩国錦帯橋空港が開港される。あと大河ドラマも平清盛と、ここら辺が、瀬戸内海が注目される機会です。

それで何かこの地域、室津半島全体でできるイベントみたいのをやったら、きたらおもしろいんじゃないかと私は考えてて、それで私、山梨県の上野原っていうところにおいて、この北丹沢12時間山岳耐久レースっていうのに、ボランティアとして参画してたことがあるんですが、これ高低差1,143メートル、全長、走行距離44.24キロの山岳レースです。あと、フルマラソンが最近すごい盛んです。下関市の下関海峡マラソンには1万人以上来られたと。最近では広島市の市議会のほうで議員連盟、マラソンやるために一般参加の、市民参加型のマラソンをやるために、議員連盟までつくるほどの動きになっております。下関海峡マラソンの経済効果は4億円ということで、マラソンがかなりのブームになってるのかなあとは考えております。

室津半島スカイラインっていうのがありますが、あるんですが、私が言っちゃいけないか、室津半島スカイラインのあの道路を使って、ここまで大々的にはならないかもしれませんが、走ってみてわかる、御存じのとおり、かなりの高低差があると思うんですね。あれを走る



のはちょっと厳しいなと、だからこういう耐久レースみたいな感じになると思うんですが、こういうイベントも、大きなイベントをやってそのきっかけ足がかりとして、ここいいな、いいところだなんて、瀬戸内海の多島美ってのは私あれ結構好きなんですけど、ああいう多島美が佐賀のほうからだと毎日のように見えるわけですよ。こういうところに住んでみたいと思うきっかけになると思うんですよ。私の考えで恐縮なんですけど、そういうマラソン大会を大きなイベントとするっていう考えについて、町長のお考えをお聞かせください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 本当に大星からずうっとあの半島、それから瀬戸内海の多島美というふうにおっしゃいましたけれども、本当に素晴らしい私は眺望だと思っております。これは我々も思いますが、それ以上によそから来られた方は感動されますね。よくある、さっきの午前中の話じゃないけども、よそ者を使わなきゃいけないというような話が出ておりましたけど、やっぱりよそから来られた方は、我々は見なれている情景、風景でも、本当にこれをよそから見ればものすごいやっぱり価値があると、そういったやっぱり外からの目といいますか、そういうものをやっぱり大事にするというのは、生かしていくというのは大変大事なことだというふうに思っております。

そういった意味で、ちょうど今マラソンの話が出ましたけれども、実はあの風車ができたときにあそこでマラソンをやりました。これは単発で終わっておるわけですが、あそこを活用してぜひ何らかのイベントにつなげていくようなものをできたらいいなというこの思いは私もあるんですが、やっぱりそこら辺を、じゃあ、具体的にどういうふうに仕掛けていくのかということを含めて、これはちょっと宿題で、私これからもまた少し、庁内でも研究をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） これをもって一般質問を終了いたします。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後 3 時 15 分からいたします。

午後 3 時 00 分休憩

午後 3 時 15 分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

次に、行政報告に対する質議に入ります。質議はありますか。河藤泰明議員。

議員（6 番 河藤 泰明君） まちづくり条例のお話がありましたが、講師の方からキーワードがあったと思います。慣例では対応できない時代になってきた。今までというものが通用しない時代、これ僕もいろんな会に参加して痛感しているところであります。そういうことを前提に、

ちょっと御質問をさせていただきたいと思います。

行政報告の中で有害鳥獣、更新料の助成の話があったと思います。村中議員の一般質問の中で耕作放棄地が隠れ場所になったり、竹やぶがすみかになっているという話がありましたけれども、町内の土地の状況と鳥獣被害というのは、連動していると思います。議員になってから初めて取り組んだ、積極的に取り組んだことの一つなので、ちょっと思いが強いんですけども、19年度から捕獲等のデータは必ずあると思いますので、この助成だけでこの鳥獣対策十分なんですか。もう遅いとは言いませんけれども、分析をするチームや課をつくとまでは言いませんけれども、鳥獣対策の専門のチームを庁内に、町の中の組織としてつくるか、独立とした団体としてつくるかというふうなところまで必要なんじゃないかと思うんですけども、この更新料の助成だけで鳥獣対策、これで十分なのでしょうか。

これが1つ目の質問と、あと水道の関係で高料金対策、県へ要望を積極的に進めていくというお話だったと思います。田布施・平生水道企業団で、これ一部事務組合ですけども、現在も平行して抜本改革検討を進めていただけてますけれども、報道等で皆さん御存じだと思いますけれども、次期大阪市長の橋下さんですね、水道を統合して民営化、さらには世界へ水を販売していく、こんな抜本的な改革案を考えてらっしゃるようです。

これを受けて町長も何か条例づくりのところ、今までが通用しない時代というところの観点から、こういう次期市長の、大阪市長の発言等を受けて県へ要望するだけでなく、何か現行のものではない考えがあれば、もしあればお答えいただければと思います。

あと、国体、今回の国体を一過性のものにせずというお話がありました。先日もお話にもありましたけれども、トップアスリートを招いたりして、本当子供たちの目の輝きというのは、本当にすばらしかったと思うんです。その輝きが消える前に、スポーツ振興条例こういったもので町長の今のお考えというものを条例化して、スポーツを使ってとか、スポーツで子供たち、あと大人の病気なんかを予防するためにも、こういう条例をお考えではないか。この3点ほどお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まず、鳥獣対策に関連をして、今登録の更新についての助成だけで事足りるかということですが、いろんな助成の仕方、きょうもありましたように捕獲をする場合、それから囲い込みをやっていく場合と、いろいろなあれもありますし、今回17名の方が新規登録をいただいたということで、今いよいよそのすそ野を広げて取り組んでいこうという段階でございますので、ここら辺の引き続きやっていただく方、いただく取り組み、それから新たにまた取得をしていただく方、従来のいわゆる捕獲隊の方々とのあり方、この辺をしっかりと連携がとれてやっていけるような方策を将来とも考えていきたい。

それから、先ほどの捕獲頭数に対しての助成もどうかと、1頭当たりというような話もありましたので、こういうことも含めて考えて検討したいというふうに思っております。そういう対策をとりながら、全体の少し状況も把握をしていきたいというふうに思っております。

したがって、かなり町としては重点的にこの取り組みを今進めさせていただいておると、新しい課をつくってまでと、担当課を新設をしてということにはまだ頭にはありませんけれども、しっかり経済課を中心にして対応していきたいというふうに思っております。

それから、広域水道の、柳井広域水道企業団の助成についてでございますが、用水供給事業の県への要望活動について、かなり来年度予算をにらんで大詰めのところにきておるというふうに思っております。きょうも言いましたように、最終的には知事判断ということになると思います。私自身は今回の当面する用水供給事業もあるんですが、広域水道そのものがもう10年経過をすれば、いろいろ検討するというようなこともありますので、広域水道のあり方、それから県が引き受けている30万トンですかね、この辺のあり方含めて広域水道そのものの将来的なあり方、それで構成町も若干、今、今度は由宇が変わって岩国市というような格好で入っておりますが、構成町の負担のあり方等についてもやはりこの機会にいろんな見直しをしていくべきだということ、この前もこの広域水道の企業長、副企業長会議のときにも申し上げさせていただきましたけれども、あり方そのものについて、もう一度原点に返って議論をしていきたいというふうに考えております。

それからトップアスリート、国体の成果をしっかりと引き継いでいくために、今回も大変、県陸協、それから町の教育委員会、大変頑張ってくれまして、大変な尽力をいただいたというふうに思っております。このキッズアスリートプロジェクトを平生町で実現できたということについて、大変うれしく思っておりますし、この成果をどう生かしていくのかということが、一つの大きな我々に課せられたテーマというふうに思います。

国のほうも御承知のようにスポーツ基本法が、今年度、この夏にできました。この全体のスポーツの底上げをしていこうということで取り組んで、それを受けて山口県で国体があって県も今スポーツ振興条例、これから策定をするということで今動いておるようでございますので、町もそこら辺に合わせ、県が条例つくるから本町もつくるというんじゃないしに、町としてまたできるスポーツのすそ野を広げる対策というものを、考えていきたいというふうに思っております。その第一歩に、今回のキッズアスリートプロジェクトがスタートになればというふうに思っているところであります。

議長（福田 洋明君） ほかに質議はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 済みません。ちょっと委員会で聞かれんもんを、ちょっと聞きたいと思います。国民健康保険ですかね、あの分で（発言する者あり）行政報告ですか。ごめん

なさい。

議長（福田 洋明君） ほかに質議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質議なしと認めます。

これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質議に入ります。分割して質議を行います。

まず、議案第1号平成23年度平生町一般会計補正予算から、議案第8号平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算までの件について、一括質議を行います。質議はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 先ほどはどうも済みませんでした。ちょっと委員会が別なので、ちょっと聞きたいと思います。

国民健康保険で特定健診費のマイナス500万円ですが、要するに予算より4割弱なんですよ。それで先ほど町長も言われてましたように、基金が少なくなっているということで、これは大事なものだと思いますので、PRも恐らくされていると思います。だから、どういうPRの仕方、大体どの程度希望でみとって、どれぐらいの診断をされたか、ちょっとお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（福田 洋明君） 中本町民課長。

町民課長（中本 羊次君） 御質問の特定健診費負担金でございますけど、特定健康診査等事業費の特定健診費の負担金につきましては、当初特定健康診査実施計画の目標数値をもとにして、予算計上しておるところでございます。受診者の実績が上がらなかったため、年度途中にも受診啓発等を行った結果、現在受診者は650人ぐらいとなっております。

しかし、過去3年間の受診者実績数も平均600人ぐらいであり、また一応の受診期間を11月末としておりますことから、今後の受診者を含めても最終の受診者は750人ぐらいと見込んでおります。以上のように、当初見込んだよりも受診者実績が減ったことによる、減額補正をお願いするものでございます。以上です。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） いろいろPRされていると報告ありましたけど、こういうのは支出としたら要るものですから、どんどん100%利用できるように、今後ともよろしく願いいたします。

議長（福田 洋明君） ほかに質議はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 国民健康保険事業勘定の基金の件ですが、ちょっと一般質問のときに触れましたが、21年度末に8,639万2,000円、22年度に向けて繰り越してお

ります。22年度中に5,695万円使いまして、23年に2,944万2,000円を残しております。当初予算で1,700万円取り崩して、今回補正で1,200万円取り崩すところという状況です。結果44万2,000円が残高と、したがって今回の1,200万円の取り崩しも、本当言うともっと取り崩したいかもしれんけど、やはり貯金の通帳の残りが無いから、おろせるほど全部おろしたと、こういう感じのイメージも受けます。

来年度、これから先悪くいけば来年の3月末までに、まだこの基金では足りないのでは、取り崩しでは足りないのではないかとという事態も予想されます。年間に4,000万円と5,000万円、6,000万円とこういった金額が今の会計より余計に要ると、ほかから持ってこないと運営ができないという実態のようですが、24年の財政計画を、見通しを、どう見ておられるのかお聞きをしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 中本町民課長。

町民課長（中本 羊次君） 24年度の新年度予算につきましては、今申されましたように基金がほとんど底をついておりますので、早い時期に審議会等を開催いたしまして、保険料税率の改正等を今考えております。

国民健康保険につきましては、今現在、何と言いますか、保険料の改正を行ったとしても、すぐに財源の確保につながるかは不透明でございますけど、受益者負担の原則からも保険料の改正は必要ではないかと考えております。

また同時に減額割合の見直しや、国への財政面のバックアップなども考えております。また、早い時期に保険事業の広域化を進め今後の、いや、今の現状に危機感を持ち、1日も早い安定的な運営を図っていかねばならないと考えております。以上です。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 今、説明がございましたが、現在のいわゆる地方税の状況を見てみますと、値上げをしたとしても例えば1,000万円の増収を得るといえば、大変な事態の値上げをしないとふえないんじゃないかと思うんですよね。前、1,200万円でしたかね、前回、改正。そうすると、まだ実態としては体力が弱くなってきておりますから、そうするとまだ随分の財源不足が生じるんですよね。だからいわゆる何かほかのもん、制度を変えて若干でもふやそうという話に、それじゃあ、もう焼け石の水。

それで国に対して支援の要請という話もございますが、これはまたどういうものかちょっとわからんですが、これはどういうものですか。ちょっとね、このままいったらそれは当初、予算組めないことはないが、途中で財源不足が起きますよ。この見通しをどう考えておられるんですか。

議長（福田 洋明君） 中本町民課長。

町民課長（中本 羊次君） 先ほど申しました国への財政アップとかそういった申請は、そういうことももちろんですけど、基本的には今考えておるのは保険料の、保険税率の改正を今考えておるところでございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 結局は、その保険税の改正で保険税をふやして、会計を運営するということしかないような状況だと思うんです。大変な事態になっていることは間違いないわけですから、財政の運営も多分24年、行き詰まってくると思うんですよ。

したがって、ちょっと情報をね、いろんな見通しその他、よく議会にも説明してほしいと思うんですよ。今回の見てびっくり、そりゃあしましたよ。崩したら44万円しか貯金がないなと。多分言いましたように、もっとその貯金おろしたいけどないから端数を残したという、基金の繰り入れの状況だと思うんですよ。

まず、とりあえず、言いましたようにもう3月までが心配になると、それについてもどういう流れになるか、ちょっと正確に委員会でもいいですから、情報を出して一緒に考えていく。そりゃ、なかなかいい知恵出んかもしれんけど、町民の皆さんにもいわゆる被保険者の方にもちょっとようせんと、これはいきなり財政が足りん、お金が足りませんけえ値上げしましたじゃあ、それはなかなか納得がいくもんでもないし、私どもとしてはそういう条例改正が出てきたときに、じゃあ、皆立ってくださいというわけには、なかなか簡単じゃないですよ。ちょっとその努力を町長初め本気でやってもらわないと、非常事態だと思いますから、この点ちょっと、町長、考え聞いておきます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 国保が置かれておる現状は、今御指摘のとおりであります。しっかりこの辺の動向についても把握をして、住民対応含めて町としての考え方、こういうものも理解をいただくように、これから努力をしていかなきゃいけないというふうに思っております。今後ともよろしく願いいたします。

議長（福田 洋明君） ほかに質議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質議なしと認めます。

次に、議案第9号職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第10号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件について、一括質議を行います。質議はありませんか。 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 議案第10号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてお伺いをいたします。

この条例は人事院勧告による、国家公務員の給与0.23%の引き下げによるものであると思います。しかし、今回は国家公務員の給与は据え置かれております。また、県のほうも、山口県のほうにおいても、これもまた据え置きとなっております。

次に、当町のラスパイレス指数についても、97となっておるところです。議案第10号についての根拠については、先ほど町長のほうからいろいろ説明がございましたが、当町はなぜこれを人勤の先取りをするのかと、なぜ先取りをするのかをお聞かせをお願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 吉賀総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（吉賀 康宏君） ただいまの渕上議員の御質問でございますが、今年度につきまして人事院勧告が9月の30日に発表になりました。今お話のように政府、国においては今回の勧告は見送りという異例の事態となっております。今の臨時国会で議案がいろいろと出されて、決着ということまでいくということも想定しながら、また今混迷しておりますので、またこれがなかなかそこまでいかないというのを総合的に考えまして、組合とも交渉しながらまた近隣の状況も踏まえて、対応をさせていただいたということでございます。

基本的には先ほど町長申しましたとおり、人事委員会を置かない我が平生町においては、基本的には今まで人事院勧告を準拠して、取り組んできたということでございます。本町の給与の決定の羅針盤というふうに先ほど町長申しましたけど、基本的にはそういう取り組みをやっております。

国においては異例のそういった対応でございますので、町においてはその人事院勧告に基づきまして取り組みを、対応をさせていただいたということでございます。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 渕上正博議員。

議員（7番 渕上 正博君） 先ほどの答弁にありましたが、人事院勧告が0.23%、国でこれが保留になったわけですね、審議ができなかったから保留になりました。山口県はもう9月の時点でこれは据え置きになりましたよね。それで当町はラスパイレス指数が100を超えておるんじゃないら、これは問題ないわけなんですけど、これ97ということで、何で平生町がこう先だってこれをするのか。これはすべきではないと私のほうは思っています。この辺について再度伺います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 人事院勧告を今日まで尊重してきたというのは、公務員の労働基本権が制約を受けておると。それにかわる措置として人事院勧告制度があって、それが出されてきた。したがって、それを本町としては尊重する。

今回の場合、国のほうはそれと公務員の権利に関する部分と一体で人勸を見直していくという、人勸を廃止をするというような形で、まだそれが具体化しておりません。時の政府によって、そういう形でいろいろ動かされていくというのは、それはあることかもしれませんが、今現在で我々はこの制度の趣旨から、人事院勧告を今まで尊重してきた経緯、その背景はそういう形で今日まできておるといふことでもありますから、政府のほうが最終的にどうなっていくのか、これはまだ予断を許しませんけれども、我々は我々としての主体的な判断のもとに、この人勸尊重の趣旨を踏まえて決定をさせていただいたということでございます。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） なかなかこの質問をしても平行線としますので、この辺で質問を終わります。

議長（福田 洋明君） ほかに質議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質議なしと認めます。

次に、議案第11号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてから、議案第14号町営土地改良事業についてまでの件について、一括質議を行います。質議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質議なしと認めます。

これをもって、提出議案に対する質議を終了いたします。

ここで日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、12月14日の本会議は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第21、委員会付託を追加いたします。

#### 日程第21、委員会付託

議長（福田 洋明君） 日程第21、お諮りいたします。議案第1号平成23年度平生町一般会計補正予算から、議案第14号町営土地改良事業についてまでの件については、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第14号までの件については、各常任委員会に付託することに決しました。

・

議長（福田 洋明君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、12月20日午前10時から開会いたします。

午後3時43分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 中 川 裕 之

署名議員 河 藤 泰 明

平成23年 第9回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成23年12月20日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成23年12月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成23年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成23年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成23年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成23年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平成23年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第7号 平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第8号 平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第9号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第10号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について
- 日程第13 議案第12号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第14 議案第13号 工事請負契約の締結について(変更)  
平成23年度佐賀(浜田)漁港海岸保全施設整備工事(第2工区)
- 日程第15 議案第14号 町営土地改良事業について
- 日程第16 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第1号 平成23年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成23年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成23年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平成23年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第7 議案第6号 平成23年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計補正予算



総合政策課長 .....	角田 光弘君	町民課長 .....	中本 羊次君
税務課長兼徴収対策室長 .....			洲山 和久君
健康福祉課長 .....			弘中 賢治君
経済課長兼農業委員会事務局長 .....			岩見 求嗣君
建設課長 .....	安村 和之君	佐賀出張所長 .....	山本 俊明君
教育次長兼学校教育課長 .....			福本 達弥君
社会教育課長 .....			小島 康司君

午前10時00分開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において淵上正博議員、細田留美子議員を指名いたします。

・

日程第2．議案第1号

日程第3．議案第2号

日程第4．議案第3号

日程第5．議案第4号

日程第6．議案第5号

日程第7．議案第6号

日程第8．議案第7号

日程第9．議案第8号

日程第10．議案第9号

日程第11．議案第10号

日程第12．議案第11号

日程第13．議案第12号

日程第14．議案第13号

日程第15．議案第14号

議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成23年度平生町一般会計補正予算から日程第15、議案第14号町営土地改良事業についてまでの件を一括議題といたします。

本件に関し、12月13日の本会議において関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。淵上正博産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（淵上 正博君） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成23年12月13日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第13号及び議案第14号につきまして、12月15日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第13号及び議案第14号については、すべて全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第1号中所管事項については、農林水産業費では、農業振興費の「企業と協働した地域農業活性化事業」について、平生町の取り組みとして何か動きがあるのかとの質問があり、町内では、2反で約4万本のタマネギの作付けをされている方が1戸あり、この事業により、機械化による作業の軽減や効率化が図られているとの説明を受けました。

土木費の道路橋梁維持費では、町道環境整備費の委託料の事業内容について質問があり、町道般若寺線の伐木及び撤去を、緊急雇用創出事業を活用し、今回緊急的に実施するものであるとの説明を受けました。

諸支出金では、水価安定事業による県補助金の増額に伴い、上水道企業費と簡易水道事業費の財源内訳が補正されているが、上水道企業費の水道料金低減対策事業補助金は、田布施・平生水道企業団に対するものかとの質問があり、県補助金の確定見込みにより、それぞれの事業相当分について補正を行うものであり、水道料金低減対策事業補助金は、田布施・平生水道企業団に補助するものであるとの説明を受けました。

議案第3号については、上水道との統合は確実に進んでいるかとの質問があり、蔭平・日向平地区を除く施設について、平成25年4月の統合に向けて、田布施・平生水道企業団と協議しながら作業を進めているとの説明を受けました。

議案第4号については、下水道使用料を減額補正する原因は何かとの質問があり、当初予算は、昨年度の伸び率を参考に予算組みをしたが、実績によると、一般家庭はふえているが、事業所等が落ちており、かなり伸び率が落ちていることから減額補正をするものであるとの説明を受けま

した。

議案第5号については、一般職の給料の補正理由である人事異動の内容について質問があり、漁業集落環境整備事業と住宅管理の担当職員の配置転換によるものとの説明を受けました。

議案第13号については、変更契約後に追加となる工事単価が、変更前より高いのはどうかとの質問があり、工事単価については、1号離岸堤と2号離岸堤があり、1号は新規ブロックを製作し、2号は既設のものを流用していることからそれぞれ単価が異なる。22年度で23年度分の工事を先行して施工している関係で、変更前の単価が安くなっているとの説明を受けました。

議案第14号については、事業費負担についての質問があり、国が50%、県が25%、町が23%、受益者が2%となっているとの説明を受けました。また、整備工事の設計内容についての質問があり、この事業は危険ため池に指定されている岩松ため池を整備するもので、堤体の断面不足などを解消するために、標準的な工法による整備を計画しているとの説明を受けました。

以上が、産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 河藤泰明総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（河藤 泰明君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成23年12月13日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、地方債、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第2号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号および議案第12号につきまして、12月16日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審議いたしました。その結果と主だった審議経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第2号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号及び議案第12号については、すべて全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審議経過を報告いたします。

まず、議案第1号中歳入全般では、質疑はありませんでした。

歳出では、老人福祉総務費の修繕料についての質問があり、新市・裏町地区老人憩いの家の軒の修繕で、経年劣化によるものであるとの説明を受けました。

議案第2号については、特定健康診査等事業費は、かなり減額するものとなっているが、原因と今後の対応について何か考えがあるかとの質問があり、特定健診費は、特定健康診査実施計画

の目標数値をもとに予算計上し、受診啓発等を行っているが、受診率がなかなか上がらないのが実態である。今後も啓発活動を進めて受診率を上げるよう努めていきたいとの説明を受けました。

また、高額療養費はどういった傾向にあるのかとの質問があり、高度な医療に対する支出が大きくなっている。入院については、上限額までしか支払わなくていい制度に変わっており、利用しやすい体制になっている現状でもあるとの説明を受けました。

議案第6号、議案第7号及び議案第8号については、質疑はありませんでした。

議案第9号については、この条例に関係のある職員はいるのかとの質問があり、非常勤職員の育児休業等について新たにできたもので、改正に伴い該当する職員はいないとの説明を受けました。

議案第10号については、条例改正による給与の影響額はどの程度かとの質問があり、全体では約40万円の減額となるとの説明を受けました。

議案第11号及び議案第12号については、質疑はありませんでした。

以上が、総務厚生常任委員会での付託を受けました議案の審議結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） では、反対討論をさせていただきます。

平成23年第9回平生町議会定例会議案第10号に対して反対をいたします。一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対理由を述べます。

先日の質疑でも述べましたが、この条例は、今回出された人事院勧告による国家公務員の給与0.23%引き下げによるものです。しかし、今回は国のほうでも国家公務員の給与は据え置かれております。山口県においても今回は早くから据え置きを決定をしております。また、当町のラスパイレス指数を見ますと、現時点では97となっており、3ポイント下がっております。現時点で国、県を差しおいて人勧の先取りをして給与の引き下げをすべきでないとは思っております。議員の皆様方におかれましては慎重にお考えの上、御同意くださいますようお願いをいたしまして、反対討論を終わります。

議長（福田 洋明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入りますが、分割して採決をいたします。

まず、議案第1号平成23年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。

議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成23年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算の件を起立により採決いたします。

議案第2号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成23年度平生町簡易水道事業特別会計補正予算から議案第7号平成23年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算までの件を一括起立により採決いたします。

議案第3号から議案第7号までの件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第3号から議案第7号までの件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成23年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の件を起立により採決いたします。議案第8号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決

いたします。議案第9号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。議案第10号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について及び議案第12号山口県市町総合事務組合の財産処分についての件を一括起立により採決いたします。議案第11号及び議案第12号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第11号及び議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成23年度佐賀（浜田）漁港海岸保全施設整備工事（第2工区）工事請負契約の締結について（変更）の件を起立により採決いたします。議案第13号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号町営土地改良事業についての件を起立により採決いたします。議案第14号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第14号の件は原案のとおり可決されました。

日程第16．諮問第1号

議長（福田 洋明君） 日程第16、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

去る12月13日に御提案を申し上げました数多くの議案につきまして、本会議並びに各常任委員会で慎重に御審議を賜りましたことを、まずもって厚くお礼申し上げます。そして、ただいまは、予算8件、条例2件、事件4件につきまして、御議決を賜りまして、誠にありがとうございます。

今年も残りわずかとなってまいりました。新たな年を迎えるに当たり残事業の進行管理を行うとともに、引き続き行政の効率化を図り、住民生活の向上に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

また、今月から本格的な取り組みをスタートいたしました、将来の平生のまちづくりのあり方につきましても、これから来年に向け、さらに協議を進め、町民が幸福に暮らすことができる仕組みづくりについて整えてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましても、どうぞよろしく御指導のほどお願いを申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは、人事案件1件でございます。それでは、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、御説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員は御承知のとおり、新開の中嶋一成さん、土手町西の五味洋子さん、そして上組の中尾一真さんの3名でございますが、このうち、平成21年度から御活躍をいただいております五味洋子さんの任期が平成24年3月31日をもって満了となります。

五味さんにおかれましては、平成21年4月に法務大臣からの委嘱を受けられて以来、人権相談や人権啓発活動にも積極的にお取り組みをいただいているところであり、これらこれまでの活躍を考慮し、再度推薦をいたしたいと存じております。五味さんの略歴は別紙として添付しておりますが、昭和20年11月15日生まれの66歳でございます。山口大学教育学部を御卒業後は教職の道に進まれまして、次世代を担う青少年教育に積極的に取り組んでこられました。平成18年3月に佐賀小学校校長を退職されてからは、岩国市教育委員会青少年課教育相談員や本町のくらしの相談員として御活躍をいただいたところであります。

人権擁護委員には、国民の基本的な人権の擁護と自由な人権思想の普及、高揚に努める使命が課せられています。五味さんにつきましては、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられますので適任と考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、町議会の御意見をお聞きいたすものでございます。

以上で諮問第1号につきましての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につま

しては皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますのでよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 議案ではない附属資料なんです、議会資料なんです、昭和20年11月15日、66歳。67歳じゃないですか。

議長（福田 洋明君） 暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

.....

午前10時27分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 提案をいたしましたように66歳ということで、御理解をお願いしたいと思います。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに決しました。

これより諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、諮問第1号の件は原案のとおり可決されました。

・

#### 日程第17．常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件

議長（福田 洋明君） 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から、お手元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成23年第9回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 湊 上 正 博

署名議員 細 田 留美子